古史傳 十三

自第五十六段
至第五十九段

和書門 類
四二五一九 號
一三一 函
一二 架
二七 冊

内閣文庫
和書 類
九四 號
二七 冊
一四〇 函
一七 架

内閣文庫		
番號	和	94
冊數	27(12)	
函號	140	184

国立公文書館
National Archives of Japan

古史傳十二之巻

神代中四之巻

平篤胤謹撰　男　鐵胤　孫　延胤　續攷

於是天照大御神以爲怪。亦聞看天兒屋根命之廣厚稱辭祈啓而。詔曰。頃者人雖多請。未有

町田久成獻納之章
淺草文庫

若此言出麗美也詔出而。細開
天石屋戸而。自内詔者。因吾隱
坐而。以爲天原自暗。葦原中国
亦皆闇矣。何由天宇受賣者。爲
樂。亦八百萬神。諸咲耶詔矣。爾

天宇受賣。益汝命而。貴神坐出
故。喧樂遊也白矣。如此言出間。
天太玉命。指出其鏡而。示奉出
時。天照大御神。逾思奇而。稍自
戸出而臨坐出時。其隱立出天

手力男神。引開其石戸。取其御手而。奉引出矣。卽中臣神。忌部神。以尻久米繩。控度其御後方而。白言從此以內。勿還入坐矣。是時以鏡。入其石窟。則觸戸而

小瑕矣。其瑕於今仍存。此卽伊勢崇祕大神也。

於是天兒屋根命と云まで。書紀石屋段第三一書に。於是天兒屋命云く。廣厚稱辭祈啓矣于時日神聞之曰頃者人雖多請未有若此言之麗美者也乃細開磐戸而窺之。とあるを取て文を作せり。○廣厚稱辭は。比呂伎阿都伎多多閉碁登と訓べし。常言にて。廣く厚きといへど。廣伎厚伎といふぞ古言のさまなる。多多閉に。師の。水を湛るを同言にて滿足はる意なり。今世

は言は。海潮の満たるまゝなるを。志ほのたゝへと云も同じ。と言れし如く。其神は御徳を。彌廣爾彌高に言擧盡すを云なり。諸々祝詞に。其奉る種々の物名を擧て。其事に仕奉る人の勞をさへは。太じく言擧るも。本はその神を崇むとより起きるにて。稱辭竟と云る竟。また下（第五十九段。）に祓竟と云る竟も。稱盡し。祓盡す意なれ。〔む〕加茂翁説に。万葉に。月立春の來らずかくしこそ。鳥梅を折おく多努之岐乎倍米。古を家持卿の追和し哥に。春裏之楽終者とゝゑる終も。共に楽みを盃にとれと有り。ちてかく稱辭祈啓し給へるは。何に對ひて。白し給へれと云むに。此はまだ此時に。かく殊更は。神事に麗美く。種々設備へて。嚴重に仕奉れ給へるは。大御神に

献れ給へりと云にも非ず。外に貴神御坐すに依て。其神に献り。稱辭も。其神は白し給へる状なり。門人なる新田目道茂が説に。御鏡に向て白給へるなれと云へるは。然る説なれ。さるは此時に。設備へて献らきさる物等の中に御鏡はしも。令作日像之鏡とも有る如く。其大御光を学び移せる御鏡なきむ。有が中にも主と云る御物なきバなり。故この御鏡に向きて。称辭白し給へるは。さも有べき御事なり。此御鏡後に。大御神の大神実とも。成坐せる物なるを思ひ合せ奉るべし。◯聞看は。上（第四十二段。）に出とれ。◯頃者は。許能碁呂と訓べし。即本書にかく訓り。◯雖多請は。佐波邇麻袁世杼母と訓べし。此も本書の訓のまゝなり。古の大御言を思ふに。大御神の石屋戸を刺て。幽居せはなどより。神等は各々某々に。出御は古と我請啓せ

なも多に有しことと知られたり。○未有若此言之麗美は此は師の訓にしたがへり。こゝの大御言は總ての意を按ふに。我が石屋戸を刺て幽居るとき。神たちは。出御ませと請啓せるも多なれど。かく言のうるはしきは有らざりしを。今兒屋命は祈啓に言は。かく麗美はいかなる貴き神は有てかく申にやらむと。其詞に甚く感めやしみ給へるなり。○細開而本曾米爾阿祁氐と訓べし。此米は所見の切れたる辭なり。拾遺集物名に。おむくらゐを隠して。難波津は闇目にのみぞ。云ゝとある目も。是に同じ。○自内詔者。本に内告者とあるを。師の此上に自字必有べきなるなりと言れしによりて。自字を補ひ。告は私に替たるなり。師云。此は沼河比賣段に。未開戸自内歌曰とあるに似たる文なり。内與理能理給閉留波と訓べし。○自暗師云。こは自は。上の自我勝而云而。とある自に同じ。其意彼処にいへり。下に自照明矣とある自も是なり。○皆闇は。美那久良祁年と訓べし。古言なり。此祁年は。加良年と云に同じ。例は古き哥にいと多し。○以為は淤母布袁と訓べし此袁は爾と云むが如し。○何由は。那杼氐と訓べし。本には由下に以字あれど。無ても聞ゆれば除きつ。○咲耶は。和良布叙を訓べし。問言ノ叙と云こと。常にも云へど。古言なり。此は怪みの餘に問給ふなり。○益は。麻佐理氐と訓べし。但し此は借字にて。勝字の義なり。○嘘樂遊は。本は歡喜咲楽とあるを。師の歡喜咲の三字を。恵良岐とゑみ。楽字を阿蘇夫と訓れたるに依り。嘘楽字は書紀に取り。遊字は私に加へて文を

作し
お、
嘘樂二字を惠良岐と訓み。即書紀にしか訓り此は
其本書には惠良岐など
ありはむ又此字を塡られしに
て決めて古訓なるべくおぼゆ。遊字は常此如く阿曾夫
を訓べし。惠良具とは。師說に咲榮樂むを云。續紀廿六大
嘗祭豊明の
詔に御酒乎赤丹乃保仁多末倍聰良伎云々。また三十廿
詔にもかく見え。万葉十九に豊宴見為今日者云々千年
保伎保伎吉等餘毛之惠良々々。さて此は宇受賣命此謀
尓仕奉流乎見流之貴佐などあり。
て申る詞にて。己が俳優を諸神の咲とを合せて。眞實に
おもしろく。樂みあそぶさまに言なせるなりとあり。なお
記傳八巻
見るべし。さて惠良岐に嘘樂字を書れしは。玉篇に嘘同
嘘大笑也とあるに依て。此字を取おく。もおは大笑ふ意
ゑみにて。樂みの意なる故に。樂字を合せて書れしなる

べし。亦是に就て按に。神楽を加具良と訓むことは。もと
神惠良てふ言此。加牟は加具をなり。惠のはぶうり
さるに。其意を得て。神樂字を塡さるれるべし。牟は久の
濁音にうお也。其具に宇韻あれば。惠のはぶうるべき語
勢なるを。よく
思ひ辨ふべし。さて惠良の惠は。咲の惠と同く。靨笑皃の
ヱも即こ
れな
也。
又笑の和良は。惠良と同言にて。万葉歌に。保使吉
等餘毛之惠良惠良爾。なぞをあるを思ふ也。本は。咲ふ状を
也出さる言なる也。世にも惠良々々笑ふなど云ぬ也。
まさけら々々笑ふと云も。もとの轉れるなり。またへら笑
なども云り。出羽の秋田などまて。さるがう事して。甚く
笑ふを。へらぎると云。此も
同言の訛きるなるべし。〇其鏡は即上文此賢木に懸
ける八咫鏡なり。〇示奉は。師云。美世麻都流と訓べし。顯
宗紀。孝德紀。などに。奉示とあり。神武。神功。仁德などの巻
にも示字を美須を訓り。

けてまれ御鏡を見せ奉まるからに。日神の御光りうおど
て。全等同く照かゞやくを以て。汝命に勝りて貴神とは。
即此御鏡を申なせるもれなり。如此為るは。いと浅えり
の意なり。後世のなるざりし心を以て。疑ふおとまども。上代
さて此御鏡は。日像鏡と申て。日神の御像を摸しはさ其
御光のうおきるを以て言なれば。汝命と等しき神とこ
そ申はべしなく。勝りて貴と云るは。甚しく云いなせるもの
なり。かれ日蔭蘰を志ゑるも。上に此鬘を頭をり垂係くえ。日光の万ぞもきをさし隔おて
る料なりと云ること。此に思ひ合はべし。鶏を鳴せさるも。皆此貴神坐て世
を照し給ふまと。日神に同まをし残示しゑるもれなりゆ。
纂疏の説などは非言れり。○逾思奇而とは。師云此御鏡は已命と等く
照明なきを御覽して。實に宇受賣は申せる如く。貴神坐

はまとをぞ。奇み御思なり。上に怪み以爲せるを承て。逾
ぞとは云なり。○稍とは。師説に今世の言に漸々にと云意なりと云きおれど。少の意に
見なべし。稍と少とは語の意通へり。○臨坐之時。師説に。臨は字鏡に闚を宇
加く不。又乃曾无とある如く。能曾久と同じ。今思ふは。能曾牟と。能曾久
とは。意異なるが如くなれぞ。中務家集に。池ての着きなる
松に藤かゝりまり。と云ひ。源氏椎本巻にも。水にれぞ托
なる廊に云くなぞをあり。此らは臨を能曾久と云ひ。今は能
曾伎坐をと臨坐とあまぞ。相通ひて本同言なりゆ。但し此は。自戸出而とあまぞ。物の間などとり闚とは少異に
て。なかゞ事の情状をうかゞひ見る意なり。とあり。はて上
に稍從戸出而とある故に。石屋戸は外に出御るまと聞

されども然らば。細開なる間を也。稍御體を出して。臨坐るとしな也。下文に。奉引出と有るを以て。思ひ辨ふべし。戸外に出御るならむには。奉引出とは有まじくこそ。故稍は。少の意なりと。上に云りき。◯引開其石戸は。本に此文なし。今は書紀。古語拾遺共に。天手力雄神。侍磐戸側則引開之者。とあるに依て補へり。必有べき文な也。かの細開給へりし石戸を皆がら引開ざる由なり。しろ爲むとて形も。御戸掖に隠立しきる。世に此時石戸を引開き。其戸を投給へるが。信濃國に落て山と化れる。それ戸隠山なりと言傳ふなれ。美濃國喪山なぞの故事を思ふに。然も有べくおぼえたり。春日社記に。天手力雄神。信濃國戸隠明神是也。と有れ。傳へたる事にや。また信濃國地名考にも。古説を引て。戸隠神社は。手力男神なる由云り。さて戸隠は。トガクリと訓べきを。訛て。トガクシと言ひならへるにや。◯取其御手而は。師云。此取字を。舊く多麻波理と訓

也。書紀には奉承と書る。其をも然訓り。けれど此訓は。後世の語めきなれば。猶字の隨に。登理氏と訓べし。◯奉引出矣。本には引出とのみあり。今は書紀に。引而奉出と有るに依て。奉字を補へ也。師説に。此にて。此神は名義有らはきなり。戸拔引開むには。本とりけれど。御手を取て引出し奉むにも。手力の優たらむ神を充べきわざなりかし。延喜六年。日本紀竟宴。阿刀春海。哥に。止己也美母。多乃之支美与止。奈利介留波。安女多知加良乎。多須介安利介利。とあり。さて此神かく石戸を引開たまへるに依て。亦名を天石戸別命。また天石都倭居命と書り。また明日名門命とも申になれ也。なほ次段に注ふを見るべし。◯中臣神とは。天兒屋命を申し。忌部神とは天太玉命を申せ也。古事記には。布刀玉命とのみあれど。縄

を引ことは。必二人してものすべき事故に。書紀を取れり。○尻久米縄は。師説に。今いふ志米縄なり。約むれば。おのづから理久ハ畧て。志米と言ふなり。又思ふに。志米は標結などの意り。然らバ尻久米と物は一つにて。名は別なるか。但し標も本は。この尻久米をとり出さる事にや。然らバ活用て志年とも云は。やゝ後のことか。土佐日記に。こへのかどのしりくめなはとあり。尻は藁の本をいひ。久米は許米にて。許母理を久美と云ること。師の冠辞考さす竹の條に委く見ゆ。然れバ其例にて。許米をも久米と云べきこと疑ひなし。藁の尻を断去すてざれども許米置さる縄なり。許米とは。枕冊子に。年久呂許米なとある許米にて。俗に某具留米と云是なり。具字の意に近し。今云谷川氏も既く。尻指藁本倶梅範之也といへり。書紀に。端出之縄と作て。此云斯梨倶梅儺波。此下に亦云左縄とある四字は。後人の加へさるなるべし。と有にて知べし。端出とは断ざる藁

此尻の出たる由にて。即後世の志米縄の状なり。此縄にもくさぐさ理を云説あれど。みな例のひがことなり。和名抄に顔氏家訓の注連字を挙て。之利久倍奈波と云へれど。とく當れりとも所思ず。まさ加茂大人説には。尻は後方の意。久米は限目にて。今天照大御神の御後方ゟ引こさしたる。限目の縄なる意なりとあるも然ることなり。孰ならむ決め巨しとあり。されど篤胤は。師説に従べくおぼゆ。にて此を亦。日御綱とも云ふ。其は次段に見えたり。○御後方は。師云。美斯理幣と訓可し。齊明紀に。後方を斯梨敝と訓る例あり。万葉二十にも。等能〻志利弊なとあり。即目方に對さる名にて。尻方の意なり。○控度師云。如此爲し所由は。次の語にて知らる。後世に。神事に引亘すも同意にて隔

をなせるなり。○勿還入坐矣は。本に不得還入と有を。其は物遠なきぞ。更米訓ハ師ノ訓に隨へり。那加幣理伊理麻志曾と訓べし。○是時以鏡入其石窟則。是より大神也まで。書紀を取て文を作れ。この鏡は。彼八咫鏡を云ぞ。さて大御神此出坐る御かとけ此御鏡を入たることは。深き所由あることなる可し。○觸戸而は。石屋に入ますとて。戸に衝觸と云由なり。此は大御神を引出奉りて。復還入坐むことを恐き思ひて。尻久米縄を引亘しなど。あはたゞしく爲ますまゝに過りて戸に突當るにや有らむ。○小瑕矣。此は師のイサヽカキズツキヌ。と訓れしに依とれど。少か更めて。須許斯伎受都祁理と訓べし。瑕は字書に。玉の疵をいふとし見えたり。石戸に觸なら

むには。瑕付ことと有べきなり。此を以ても。大御神のこもらしゝ屋は。実に石屋にて有しことを知べき物なり。たゞの御屋ならむには。突ふきさるばかりにて。瑕付くことは有まじくこそ。但し此は過りて為給る事にはあらぞ。幽契ある事とぞ思はるゝ。其は始に大御神。齋服屋に御坐て。神衣を織り給ける時に。須佐之男命。その屋棟を穿て。天斑馬を墮入さはひしかば。大御神見畏まして。梭を以て大御身を傷ひ給けるを思ふに。此御鏡の瑕付ることは。彼由縁によれる事にて。末終に御靈實となり給ける御鏡なる故に。かくまで幽き因縁の具れるには非じか。と想像奉らるなり。あれこのしこ。○其瑕於今仍存こ。の事ハ。既に上に云りき。

第四十五段ふ三面の神鏡の事を取總て云へる処ゟ披見るべし。○此即伊勢崇祕之大神也。此の事も。上第四十五段ふ既ゟ注へ𪜈。その委き事ハ第百三十四段。まと垂仁天皇ノ巻二十五年の処ふ云ふを見るべし。

於是天照大御神。遷坐其新宮。
天兒屋根命。天太玉命。廻懸日
出御綱而。令大宮能賣命。亦云大宮
比賣命。亦名天宇受賣命。亦名
宮比神。亦名矢出波波伎神。
侍其御前。今世内侍。以善言美
詞。和君臣出間。如令
悅懌宸襟也。令天石戸別命。亦名櫛石窻命。
亦名豊石窻命。守衞其殿門而。天太玉
命。大殿祭。御門祭。供奉矣。故天

宇受賣命者。御巫。猿女君等出祖也。次天石門別神。此神者。御門出神也。亦名謂阿居太都命。亦名天背男命。此者犬養縣犬養連。宮部造。今木連。亘椋連。大

椋置始連等出祖也。

其新宮とは。手置帆負命。日子狹知命の造立る。かの御殿なり。○日之御綱は。本書に。今斯利久迷縄是也とあるを。是也の間に。日影之像。の四字あるを。今は略て引り。其は師説に。これ附會の説なり。藁の尻の出たるを以て。如此さまに言なせる。更に上代の意にかなはず。と有にしもぞ。然れど尻久米縄の一名なめれど。那波てふ言の義は。口訣に直なりと云り。此は漢籍家語に。木受縄則直。などあるに依れる説なれど。と聞ゆれど。万葉に。飛騨人のうつ墨縄の。と直きことに譬へたるなどを思ふに。然も有らむも知べからず。まさな比にてもあるべし。○廻懸は。今もする如く。宮の四方に懸廻らしなり。上の控度は。なほ石屋の戸にのみ引亘せる由なり。

控度と。懸廻る。語にこそ差あれ。思混ふべからず。さて石屋戸に。縄を引亘と有る。大御神の還入坐むことを思ひてなるを。此新宮に引廻なるは。禍神の入來て。まども禍事せむことを恐みてなり。其ハ下に引る祝詞の文の意を尋て。思ひ辨べし。後世にも神事のをり。尻久米縄を引廻らしこととは。即此意なり。或説に。今雖曠野中强暴民。視亘一縄而莫漫加足者。豈非神化之深乎。讀者宜致思焉。と云るは然る言なり。さて此縄の状は書紀口訣に。麤藁左糾出端といひ。纂疏に。端出者。絢索而。不整雪其芝端などあるにて。今も爲る志米縄の状なること知べし。然これこの外に。諸書に云る説ども有れど。皆非なり。○大宮能賣命。宮比神。矢之波ゝ伎神。御名の義下に云べし。○令侍其御前。御前は。

大御神の御前になり。侍は師説に。佐母良布と訓べし。佐は眞の意。母良布は母流を延たる言にて。母流ぞは何事にまれ。心をもりて伺ひ居るを云。もりは物を守ると云も。又人目をもるなど云ふ此意なり。又目をもりて。物をつく〴〵と見るを。まもると云も此意なり。又候風など云も。泊舟のよき風を待伺ひ居るを云て。同意なり。されぞ仰せ賜ふ事など有らば奉らむと伺ひ居る意にて。凡て君の御前に在るを。佐母良布と云なり。垂仁巻に。木實持參上而侍。履仲巻に。既平訖參上而侍。万葉二に。雖侍候佐母良比不得氐。二十に。佐毛良布等。和我乎流等侍爾などあり。さて此より轉りて。後には侍ひ居る人を指ても侍といひ。まゝ侍ふ処を指ても侍と云り。さて又君の御前に在るを云より轉りて。なべて對ふ人を敬ひて云語にも。己がう

乃の事は、凡て添言ことゝなりぬ。譬へば見るを見侍に聞を聞侍にと云が如し。さて此言は、もと佐母良布に係を、中昔より、佐牟良布といひ、又かの添て云辞の侍をになむ、訛て佐宇良布と云ひ、又約て曽呂とも云ふを、いとゞ俗し。さて又波牟倍理と云ひ云言なり、波倍理とも云り。佐母良布と全ら同じさまに用ひても、もとより言の意も甚近し。故同く侍字を書り。但昔より佐母良布には侍字をも候字をも書しを、波牟倍理には侍字をのみ書て、候字を書ことなし。こは波牟倍理は貴人の御前に在る意のみにて、伺ふ意はなき故にや有らむ。さて續紀宣命などにも、侍と云こと多し。皆佐母良布と訓ても、波閉理と訓てもよろし。○今云、此師説は、記傳十四卷に、大國主神の八十坰手に隱而侍と申給へる處に記されたるなるを、此にとりて注せり。なほ波倍流てふ言の、もとの意をも、委曲に解れたるを、此には洩しつ。本書に就て見べし、と云れしにて、此神を御前に侍はしぬる係事の由をも知べし。○内侍は宇知都美佐牟良比と訓べし。即本書に、ウチツカセフラヒと有る古訓に依れり。カセはミサの古假字なり。フは音便なれバ、さらば名義は外事を專と仕奉るを、内御屋に侍ひ仕ふる由なり。後には字音に那伊斯と称ふなり。依て此官の始を、或説に、此の大宮賣命の故事より起れる由云係は、信に然る説にて、廣成宿禰は、かく記されたる係趣も縁也とこそ言はざる意とは聞えたり。斯て後に此職掌を定て、尚侍典侍掌侍とを別られたり。尚侍はナイシノカミ、典侍はナイシノスケ、掌侍はナイシノゼウと唱ふこと、禁中名目抄に見えたり。後宮職員令に、尚侍二人、掌供奉掌侍、奏請宣傳、檢挍女孺、兼知内外命婦朝參及禁内禮式之事、典侍四人、掌同尚侍、唯不得奏請宣傳、若无尚侍者、得奏請宣傳、掌侍四人、掌同典侍、唯不得奏請宣傳と見え、尚侍典侍。

掌侍をさしてぞ内侍と云ひ。其中に以二一内侍一為ㇾ句。當ㇾ禁秘御抄に見えたり。此内侍たちの常に侍居る局を。内侍局とも。内侍所とも云なり。御璽の神鏡は此局に御坐て。内侍等の侍ひ仕奉る故に。内侍所の神鏡とも申なり。また直に神鏡を内侍所とも申せり。さてしか内侍の仕奉る事。本は全こゝれ縁にとることなりけり。○善言美詞は。袁加斯伎言。宇流波志伎詞と訓べし。此は本書に。訓を闕けれど。和二君臣ノ間ヲ一令メ二宸襟ヲ一悦懌一セとあるに就て。新にかくは訓るなり。善言とは。天皇命の大御心の。むづがられ坐る時など。其を休め奉らむ為に。態とをかしげに物言などして。御心なごし奉るを云ばし。美詞とは。其御怒り坐ける時など。詞を美くして。其を和し奉り。御心をとり奉るれをを云ばし。○和二君臣之間一とは。天皇の御心に應ざる事ありて。御臣たちの。大御前を憚り畏むことの有る時などに。其を取直し和に由れり。○宸襟は。大御心と云言に借たる漢字なり。美母能淤母比と訓べし。御物想の義なり。さて大御心を悦ばしむとは。上に云る如くにて。和し直し悦し奉るを云。但し此は。今世云〻とあるにて。拾遺を記されし大同の頃も。内侍の内に仕奉れる状の。斯在しことを知べし。然るを令文には。少しもこゝろばへの見えざるは。厳なる事のみ記されたるにて。内侍の仕奉る事の状は。必此に見えたる如くなるべき事とこそ所思ゆれ。さて内侍の仕奉る状は。如此にて。其は大宮能賣命の。此時然して。大御神の御心をとり奉れるにならひ因ることなり。其證は。此神に申せる祝詞に。大宮賣命登御名乎申ス

事波皇御孫命乃。同殿能裏爾塞坐氐。参入罷出人能選比所知志。神等能伊須呂許比阿禮比坐乎。言直志和志（古語云夜波志）坐氐。皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流比禮懸伴緒。手襁懸伴緒乎。手蹟足蹟（古語云麻我比）不令為氐。親王諸王諸臣百官人等乎。己乖乖不令在。邪意穢心無久。宮進米進。宮勤勤之米氐。咎過在乎波。見直志聞直坐氐。平良氣久安良氣久令仕奉坐爾依氐。大宮賣命止。御名乎稱辭竟奉久登白須

とあり。この全文は。神武天皇巻の本文に挙記きぬ。凡て此意は。彼処に注ふべし。是にて御名の義も。御功のことをも知られぬなり。かく君と臣とは。御間取持ち。侍なりに徳の卓れて大に坐が故に。神祇官の八柱の神の此連にも祭られ給ひ。（但し此八神の中に。此神をも祭給ふる事は。後に加へさるにて。其は貞観などよりて後なるべく所思なり。其由は。神武天皇巻に委くいふべし。）偖さ朝廷に仕奉る官人等は更にも云はず。古くは末々の人まで祭をなして。其御幸ひを祈白せることになむ有る。其は兵範記に。保元三年正月九日。殿下宮咩祭如例。右大臣殿御方初有此儀云々。家令大舎人允紀宗頼為祝師と見え。（伊呂波字類抄にも。宮咩祭。正月十二月初午日。院宮諸家祭之とあり。この諸家祭之とあるにて。誰も祭りしこと知べし。）拾芥抄に。其祭文を載られたり。其文に。某年某月壬午年加中仁月乎擇比。日加中仁日乎擇比。日加中仁時乎擇比天。挂毛畏支宮咩五柱。笠間乃廣前仁。某恐美恐美毛

中給久。五柱とある心得がたし。此は後に配祭る神の
は、うつぼ物語。国ゆづりの巻に。つぎのふとに。女の手に
て。今日ならむ。からうじて。一たび祈りたる。ひらでくぼて
手。されどかぎおとも祀りばなけまし。笠間にて神の
おやのる。くぎてそけど〳〵云ゝと云ひ。実方家集に。尚求
に坐ば笠間の神のなりけせぞ。ふりにし中をいかで。と
むましと。詠るなどぞ。決て此は由ある事ならむを。後人
よく考まてよ。絹波乍編綿波乍結進物波高抔加彌高仁。飯乃方
毛利加仁。清酒乃早仁。堅酒乃堅橘乃忽仁。餅乃持天榮仁。
鯛乃平仁。鱒乃彌益〻仁。鯯乃好美好美仁。鮑乃片罡仁。蠣
乃掻寄天。薺乃庭佐良須。嚴久聞食受納給天。壽長久身全
志天。天地乃不祥。内外乃惡事未萠以前仁。兼天波遠久拂
比退介給天。官爵如意仁。叶志女給天。萬世仁子孫繁昌門

止有志女。夜乃守里日乃守里仁。常磐堅磐仁守里幸戸給
閉止。恐美恐美毛申須。此は今井似閑が。万葉緯に引る本
飯はカタカユと訓り。和名抄に。饘
加太加由とあり。薺の訓はニハナなり。是にて其祭のさま
供進物なぞれ種々も知らるゝなり。けて此祭文いと上れ
る世の文とは見えねど。むげに下れる世の物とも見
えば。まと餘の祭文の例と比べ思ふに。おのずから文の
をうしげに聞ゆなり。所由ある事なるべし。さて上件の
故実にさる
時は。誰もとく祭らでは。得有まじき神なれど。今世には
祭る人安をさ〳〵聞ゆる事なきは。故事を尋ぬる人の
少き故なりて此神を祭れる社は。神祇官の八神殿の外
らむかし。
なも。神名式に。造酒司坐大宮賣神社四座。並大。月次。新嘗。文徳天

皇紀。齊衡三年九月。造酒司酒甕神。此は宇迦之御魂神の霊代なり。其は酒殿神の神躰を根倉ミカと云ふ
し。本記に有にて知るべし。從五位下。大邑刀自。小邑刀自
等。竝預春秋祭と有り。これに依きて相殿に坐す三柱を酒
さて大宮賣命の造酒司に祭られ給ふことは大御心を
悦しめ仕奉人たちの手躓足躓などあらせば侍てしめ
給ふ御功に依しまた式に。丹後國丹波郡大宮賣神社二座
ことなるべし。
名神大。貞觀元年正月。丹後國從五位下大宮賣神從五位上。
と國史に見ゆ。また式に武蔵國埼玉郡に。宮目神社など
あり。はた稲荷神社は。注式に下社大宮女命（異本に大宮命婦田中社）
とあ中社稲倉魂命。播百谷神也。（一名豊宇気姫命。○鍥亂）
り。（云谷は穀と同音の字故）
に借て書上社猿田彦命とあるは。よく事實に符ひて後
るなり。

人のおしあてなるに思寄るはじき説なり。扨また笠間と云
名にて祭まるは。式に越前國坂井郡に。笠間神社。加賀國
石川郡に。笠間神社。大和國宇陀郡に。笠間櫻寶神社など
あり。（和名抄に。加賀國石川郡。笠間加佐万と見ゆ。笠間神社此処なるべし。常陸國にも笠間と云処あり。由ある）
る。さて此神は。かく太じき有功の神なるを。記紀共に傳へ
洩しなり。然るを拾遺に。其事蹟を傳へ漏れて。おそれき賜
物なりけり。然るは下（第六十一段）に擧るが如く。是太玉命久
志備所生之神と有て。大宮能賣命は。宗に常に殊なる功
德ある神なる故に。其生坐る時に。久志備なる祥有しかれ
ば名し。何れの事の有しか。傳なければ知らねども。かくて久志備と云語意は。

天照大御神の生坐し時に。伊邪那岐大神喜曰。吾息雖多。未有如此霊異之兒。と詔ひ。丹後風土記に。與謝郡郡家東北隅方。有速石里。此里之海。有長大石前。云々。先名天梯立。後名久志備濱。然云者。国生大神伊射奈藝命。天為通行而。梯作立。故云天梯立。神御寢坐間。仆伏。仍怪久志備坐。故云久志備濱。云々と見え。はた皇美麻命御天降の所に。日向襲之高千穂槵日二上峰と有り。はた久士布流多気とも有れど。クレビ。クシビ。クレブルと活用く語と見ゆ。是らを考合せて。久志備と云言義をも辨ふべし。然れば大宮能賣命と稱すは。萬幡豐秋津比賣命亦云。栲幡千々比賣命。此大御神の御前に侍ひて。宮内の事取もち給へば。功を稱へと云亦名にて。豊秋津比賣命た。産霊神の御子に坐まいこと。上に見えたり。やがて天宇受賣命に並有れる。其れまへに上り記せる。大宮賣命は事蹟をよく讀み熟思ふべし。決て宇受賣命なるべき事狀ありて。拾遺の傳はおのづきを思ふにも。天鈿女命。其神強悍猛固。故以為名。以眞辟葛為鬘。以蘿葛為手繦。云々。令天手力雄神。引啓其扉。遷座新殿。則云々。令大宮賣神。侍於御前。如今世内侍。善言美詞。和君臣間。令宸襟悦懌也。令豐磐間戸命。櫛磐間戸命二神。守衛殿門と有り。此文豐磐間戸櫛磐間戸命と申せるは。石戸別命の亦名なることを心に留おきて見る時は。是やがて手力雄命なること思得られ。其事情に思ひ合せて。大宮賣命やがて宇受賣命なるべしとぞ。このりは誰も思得おべき趣なりのし。然のみならば大宮賣命の事蹟は。

悉く宇受賣命如きとなる。また宇受賣命は然れば一の也太じ此神なれば。其を祭れる社とては。一つも有ことなくて。必此神を祭るべき祭事に。大宮賣命を祭れるなどを以て曉べし。それ上に引さる。大殿祭の詞別、祝詞、また宮咩祭文などの状を思ふに。決めて宇受賣命を祭るべき祭事なるをや。なれ言れど書紀に素戔嗚尊の既に高天原を逐れまて後に復上り給ふ處に。天鈿女見之而告言於日神と見えたる事蹟を此に令大宮賣神侍於御前とある事蹟また此神に白く祝詞に。同殿能裏爾塞坐氏參入罷出人能選比所知志と云るなどに思ひ合せて。御前に侍ひ塞りて參入罷出る人の選を掌れるなとれ。必強悍

猛固なる宇受賣命ならでは。得勤むまじき事を辨へ。宮賣。宇受賣。同神なる事を思ひ決む可な。猶正く思決むべき証なるを。其は第五十四段。天宇受賣命の。御名の出たる処に云り。此と合せて思ひ辨ふべし。又栲幡千々比賣命と。同神なるべく所思る由は。伊勢大御神の。相殿に坐ます二座の神を。内宮儀式に天手力男神。萬幡豊秋津姫命也。とあるは正説なるから。此神等の相殿となり給へるは。豊受大神の。外宮に鎮座しれどとりれ事にて。其より以前は。此二神を合せて。御戸開神と申せし神等なり。此等の事委くは。第百三十四段。此二柱神者。并祭伊須受宮とある処に云を見べし。其は大神宮本記に。天照大神一座。相殿神二座。左天兒屋命。右天太玉命。とありて。

是亦いと正き傳なり。此事も第百三十四段に委く注べし。別に御戸開闢神二座。天手力男神。栲幡千々姫神とあり。鎮座本記。鎮座傳記。鎮座次第記。神名祕書。鎮座本縁も同じ。此をもて此傳を合せて考るに。手力男神を御戸開神と申て祭らむことは。石屋の戸を別開たまへればぞ。然とをなる哉。栲幡千々姫命を宇受賣命と別神としては。御戸開神と申て祭らむことは。更に由なく。手力男神と共に祭りて御戸開神と申に可きは。必天宇受賣命なるべきものなり。上に云へる說どもを考ア合せて曉るべし。然れども栲幡千々姫命と云說れ。諸書の說とく符て誤とも所聞ざれは。決めて宇受賣命亦名大宮賣神。と同神なるべく所思なり。此こと委くは。第百三十四段。御戸開之神也。とある処に云べし。○天石戸別命。櫛石窻命。豐石窻命。此段は都て。拾遺を取て記せれども。豐石窻櫛石窻と申は。石戸別命の亦名と爲れるは。古事記に據てなり。まさ此神。やがて手力男命に坐ことは。上に委く云りき。記傳に。石門別てふ名は。石屋戸段の時。天石屋の戸を開き分けさる意の如く聞ゆれども。此神に然る由はなしと云ましては。考の粗かりしなり。名義。櫛。豐は共に例の稱名。窻は眞門の意なるべし。窻と作るも。間戸と作るも。ともに借字なり。○令守衛其殿門而。此は彼新宮の御門を守らせ給ふる由にて。其は石屋戸を引開給ひし功を。其ながら負て仕奉らしめ給ひ。此因縁に依て。此神を御門神とは祭ることなり。其は古事記に。石門別命。亦謂櫛石窻命。亦謂豐石窻命。此者御門神也。また拾遺。神武天皇段に。櫛

磐間戸神。豐磐間戸神（今御門巫所奉齋也）と見え。神名式に。神祇官西院坐御門巫祭神八座（並大。月次新嘗）櫛石窻神。（四面門各一座）豐石窻神。（四面門各一座）とある是なり。（櫛石窓豐石窓と申は二名を二神として。四方の御門に。各一座おく祭る故に。こぞて八座なり。）清和天皇紀貞觀元年正月に。此二神に。從四位上を授け奉り給ふ由見ゆ。（これまでは無位なりき。）四時祭式に。五月十二月。四面御門祭。（御門巫行是）とあるは。此神の祭なり。祝詞式に。其祝詞なし。（其は大殿祭の次に上に挙さる大宮賣命に白く祝詞ありて。其次に載られざり。此は故あることなり。其由は。神武天皇巻に云ふべし。）其詞に。櫛磐牖。豐磐牖命登御名乎申事波。四方內外御門爾。如湯津磐村久塞坐氐。四方四角與利踈備荒備來武。天能麻我都比登云神乃

言武惡事爾。相麻自許利相口會賜事無久。自上往波上護利。自下往波下護利。待防掃却言排坐氐。朝波開門。夕波閉門氐。參入罷出人名乎問所知志。咎過在乎波。神直備大直備爾。見直聞直坐氐。平良氣久安良氣久。令奉仕賜故爾。豐磐牖命。櫛磐牖命登。御名乎稱辭竟奉久登白。となり。また（祈年祭祝詞にも。御門能御巫能称辭竟奉。皇神等能前尓白久。櫛磐間門命。豐磐間門命登御名者白氐。辭竟奉者。四方能御門尓。湯津磐村能如塞坐氐。朝者御門開奉。夕者御門閇奉氐。踈夫留物能。自下往者下乎守。自上往者上乎守。夜能守日能守尓守奉。故。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。称辭竟奉久登宣と見ゆ。月次祭の詞も同じ。）これ此時の功を本として。稱と云辭なるを以て。此神に御門を守衞し給ふと云は。禍津神等の入來て。またも禍事せむことと

を思ひてゐる事義を暁べし。又かく御門の開閉をさすに掌給へりし故に。亦名を阿居太都命と申せる由と知可し。此事上第四十九段天語連のにて考ふべし。処に云ると合せ神祇官西院の外にも。神名式に。丹波国多記郡。櫛石窓神社二座。並名神大。とあり。二座のうち。一座は豊石窓神なること決し。此社のことと神祇伯顕廣王記に。本官西院北舎坐四面御門神。大内建禮建春門等令坐之神也。本社在但波国令坐宮城門之上と見えたれぞ。御門巫の祭る八座神にも。丹波国より御霊を分け移したるれりれめ。此神の当国に鎮坐せる事は。彼豊宇気神の鎮坐せりし縁に依れることなるべし。丹後国丹波郡に大宮賣神社あるにても然は思ほゆなり。また櫛石窓神社の在る多紀郡に大賣神社

と云ふ式に見えざるも。大宮賣神にはあらざるか尋ぬべし。御社は寺内村と云に在とぞ。にて又式外なれども。伊勢大御神宮にも。此神を祭られさめ。其は倭姫命世記に。御門神豊石窓櫛石窓神。四至神。四十四前。宮中祭之と見え。御鎮座傳記にも。御門神二座。豊石窓神。櫛石窓神。とあり。此は大内と同く。必祭り給ふべき謂なれバ。式外なりとて疎略に思奉るべきことに非ず。伊勢神名秘書にも。御門神。豊石窓神。櫛石窓神坐也。四至神四十四前。宮中祭之号式外社也。無宝殿也と見えて。外宮にも同く坐にとし。世記にも此書にも云るは。信に然るべし。また清和天皇紀貞観元年五月に。山城国天照御門神に。従五位下を授られしこと見ゆ。此は天照大御神の御門を守衛と称へる由にて称へる御名なるべし。また神名式に。越前国足羽郡。御門神社。能

登国能登郡御門主比古神社。（此二社も決めて石戸別命なるべし。）大和国高市郡天津石門別神社。此社は。清和天皇紀に。貞観十七年三月。授大和国正五位下天石戸別神従四位下と見ゆ。また式に。摂津国嶋下郡天石門別神社。（此社は今茨木村と云に在と帳考に云り。）近江国伊香郡天石門別神社陸奥国白川郡伊波止和氣神社。此社は。仁明天皇紀。承和十年九月。奉授陸奥国勲九等。石波止和氣神従五位下と見ゆ。（神名帳頭注に。陸奥国白川郡伊和止和介。手力雄命と云るは。拠ありて云るか。例のおしあての當れるなるか。）また右社に並て。都々古和氣神社。（大。名神）仁明天皇紀に。承和八年正月。奉授坐陸奥国白河郡。勲十等都々古和氣神従五位下。同三月

授従五位上と見ゆ。また式に。同郡に。石都々古和氣神社と云もあれど。上なる都々古和氣神社は。国の一宮にて。當国の事を記せる。観迹聞老志と云ものに。都々古和氣神社。関山明神乃是也。往時関山去今新宮東可二里。松杉鬱鬱峙于白河城外駅口。今社地在白坂奥野之疆。建両社以為関山神といへり。（関とは名に負白河関なり。）是にとりて按に。都々古和氣神社をも申にも。決て石戸別神なるべくおぼゆ。（一宮記また神名帳頭注に。味鉏高彦根神とせるは。例の信がたし。）此郡に。伊波止和氣神社あるとは。必関守る謂にとる事なれば。此御社こそ。一宮を坐て。関神と申べきに。然は非で。都

都古和氣神社を。一宮と申し。關山明神とさへ申すにて。然
は推量らるゝなり。然れば石都々古和氣神社も。同神なる
べきこと。准へて知るし。石都々古和気と云ひ。都々古和気といふ。共に石戸別を訛れるにて。此は道奥人の。唱へ誤りなりけむを。其唱へのまゝに記し傳へさるなるらむも知るからば。下に挙さる。伊豆國伊波氏別命神社の處に云る字考ふべし。光仁天皇紀寶龜十一年十二月此
處り。鎮守副將軍百濟王俊哲等。賊に圍まし時。右の神な
ちに祈て。神力を蒙しに依て。幣社に預らむ事を請
申しゝば。許し給へりしこと見ゆ。また東鑑に。文治五年七月。白河関を越て。関明神に奉幣せらまし事あり。其は泰衡を征ときのことありき。猶さ式に。美作國英多郡
天石門別神社。あれ此社は。清和天皇紀に。貞觀五年五月。美
作國從五位下。天石門別神授從五位上と見ゆ。此社は。今川會庄宮地早滝と云に在と。帳考にいへり。又式に。備前國御野郡。石門別神社。當國の式社考に。今田住村と云に在と云り。石門別神社。當國の式社考に。大供村といふに在て。戸隠宮と称ばぞいへり。戸隠といふは。手力男神と云古傳の存れるなるべし。清和天皇紀に。貞觀五年
安藝國正六位上。天磐門別神に。從五位下を授けられし
こと。此神社いづこに在か。尋ぬべし。同七年に。太政大臣東京。第天石戸
開神に。從三位を授奉らまし事など見ゆ。この石戸開字にて。世記なる御戸開神の開字。アケと訓むべきこと。まさ石戸別の別は。開の意なる由をも曉るべし。まさ式に。土
佐國吾川郡。天石門別安國玉神社。印本玉字の下に。主天二字あり。今は信友が校合せる古本三つによりぬ。上田百樹云。今も國玉とのみ云て。玉主とていれば。と云もなし。

此は石屋戸を開たるに依て、天も国も照明り、安はさ伊らかになれるなどの意を以て称たる御名にや。

伊豆国加茂郡。伊波氏別命神社。伊豆志に君沢郡梅名村に坐は、慶長九年の棟札に天石戸別、又名櫛石窓、亦神石窓、此御門之神也とあり。今右内明神といふ。上梁文にも賀茂郡田方荘梅名村とあり。三島大社より遷座を以て、祠地のみ賀茂郡とはることなり。大社の例は如きかと云り。大社とは伊豆三島神社のことなり。伊波氏別神社の三島神社に由ある事、第百三十一段に委く云り。さて隣郡田方郡に剱刀石床別命神社あり。此も同神ならむか。そは石床とは下に挙たる石座神社の石座と同義にて聞ゆれバなり。伊豆志に君沢郡谷田村に坐て、日本武尊と云、また御嶽権現と云ふ、また下宮とも申〻し云り。さて剱刀を挙たる石の波にうつれる発辞か。また是に就て思ふに、上に挙たる陸奥国なる石都都古和気神社の石都々古は、石床を訛れるにも有べし。

伊波久良和氣命神社。伊豆志に當郡八幡野村八幡宮に木宮を配祀は、八幡ハ上古の神にして本宮なり。木宮は古老相傳て伊波久良和気命と云。今は二宮なり。祭のとき酒を竹筒に盛りて伊古奈比咩神社におくる礼ありと云り。伊古奈比咩神社も式に同郡に載られたり。さて伊波久良和気神社の、彼社に由あることと、此も第百三十一段に云べし。

田方郡。引手力命神社。伊豆志に賀茂郡十足村に手力雄山ありて社なし。をどり場と云処あり。今はなし坂といふを、どり字為て祭りし処かを云也。引手力命とは、石戸を引開たる由の御名なるべし。

那賀郡。石倉命神社。なほ餘国くにも近江国滋賀郡に石坐神社、若狭国遠敷郡に石鞍比古神社、石鞍比賣神社並てあり。越前国大野郡に磐座神社、能登国鳳至郡に石倉比古神社などあり。石鞍と作るも多く同じ。などあり。其は参河国なる石座神社を文徳天皇紀、陽成天皇紀などに石鞍と作るにてあるなぞ有也。此国には。あし。さて石倉の義は前にいひき。

石戸別命に由ある社の殊に多かれば、四社共に石戸別命なるべし。中に伊波氏別神社は上梁文に天石戸別と記し、引手力命神社は手力雄山と云にあれば、さらなり。其由縁ある社どもは。伊豆三島神社。阿波命神社。

伊古奈比咩命神社など是なり。阿波命は石戸別命の御女にて、伊豆三島神の本后に坐まし、伊古奈比咩命ハ三島神の後后に坐り。是等の事委くは第百三十一段に注す見え。まさ式に。尾張国中嶋郡石刀神社。石見国那賀郡。大祭天石門彦神社などあり。此石門彦神の鎮坐る郡を那賀と云を思ふに、此は伊豆国の郡の名なれば、彼国より移せるにはあらじか。さて大祭とは、いかなる意なら む思ひ得ず。信友は、此国に大某と云地名多かれば、大祭と云意にやと云り。さも有むか。◯大殿祭。御門祭供奉矣は。古語拾遺に。殿祭。門祭者元太玉命供奉之儀。齋部氏之所職也云々とあるに依りて記せり。◯故天宇受賣命者。御巫猿女君等出祖也。これも拾遺によりて記せり。◯天石門別神。此神者御門之神也。これ古事記に。天石戸別神。亦名謂櫛石窓神。亦名謂豊石窓神。此神者御門

之神也。と有るに依て記せるなり。但し御門の開閉を掌り給ふ由は、次々に注すを見て知るべし。◯阿居太都命。天背男命。こを亦名と定むる由は。姓氏録左京神別に。縣犬養宿禰神魂命。八世孫阿居太都命之後也と見え。此傳に八世孫とあるは誤なり。たゞに孫とあるべきものなり。其由下に云を見よ。これに並びて。大椋置始連。縣犬養同祖。阿居太都命之後也と云ひ。今木連神魂命五世孫。阿麻乃西乎乃命之後也と云るを。此もたゞに孫と有べきを、五世孫とあるまさは傳の誤なり。其由も下に云ふを見よ。巨椋連今木連同祖といひ。大椋巨椋たゞ同じことにて、大椋置始と云は、中臣殖栗物部、弓削など云類にて、大椋の複姓なり。宮部造。天壁立命子。天背男命之後也。とも云るを合考ふるに。大椋。今木。宮部は同祖にて。天壁

立命と云るは。天底立命なるよしも灼く。ソコ。カベ同義なる由は。第二段傳に委く辨へたるを見るべし。また神宮部造合せ考ふべし。葛城猪石岡天降天破命之後也とあり。阿居太都命。天背男命同神なるよしと。天壁立命子。天背男命とあるによりて著く。阿居太都と申を以て。天手力男命亦名天石戸別命の。亦名なりとは知られたり。故縣犬養宿祢條に。神魂命八世孫。阿居太都命といひ。今木連條に。神魂命五世孫。阿麻乃西乎乃命と云る。五世八世共に誤にて。たゞに孫とあるべきものなり。とは云るなり。其は此神。大御神の刺隠坐しゝ石屋戸を開たまひし功績に依りて。彼新宮は御門を守護り。其開闔を掌給ひ。其の由は。上の御門祭の詞を引て云る処。立帰り見るべし。其の因縁によりて。御斎は大伴氏佐伯氏。御門の開闔を掌とりしぞ。此事第百三十七段。

天押日命の下に委く云を見よ。此神の御名に。かく負坐れむは。然る事なりけり。〇犬養は。姓氏録攝津國天神に。多米連神魂命五世孫。五世は。三世の誤なることは。上に云るが如し。天比和志命之後也。とあり。條の次に。犬養同神神魂命を云ふ。十九世孫。田根連之後也。とあるに依て記せり。さて犬養とは。犬を養ひ走して。猟を為る職號は。姓になれるなるべし。其は高野天皇紀。天平神護元年五月の処に。馬養造人上。祖以能養馬。仕上宮大子。被任馬司。庚午籍編馬養造云々。とあるに準へて知るべし。〇縣犬養宿禰。此は姓氏録左京天神に。縣犬養宿禰。神魂命八世孫。阿居太都命之後也。と有に依て記せり。但し八世孫とあるは誤にて。直に孫なることは上に云りき。上に擧たる。犬養氏の條なる。田根連は。阿居太

都命の裔なることを。上に引る文に。天語連。縣犬養同祖。天日鷲命之後也。とありて著く。田根連と云るも。末を云ひ。阿居太都命をいへるも。本を擧るなれど。故此姓を天日鷲命の裔として。此に記しつ。さて此姓も。元は犬養とのみ稱けむを。御縣に居なりし故に。縣犬養とは云ならむ。天武天皇紀に。十三年。縣犬養連賜姓曰宿禰をあれど。然きも此より前にも。連の加婆禰にて有しなり。是に就て思へば。犬養部の群主とありし職号を。やがて尸とも為さるなり。なほ國史に。神亀四年十二月の処。また宝亀二年九月の処などに。此氏人のこと見ゆ。合せ考ふべし。

故天照大御神。出坐天石屋戸出時。天原及天下。自得照明而。八百萬神。衆俱相見。面皆明白矣。爾伸手而歌舞。相與稱曰。阿波禮。阿那於茂志呂。阿那多能志。阿那佐夜憩。飫憩矣。此者大

直會出事本也。

自得照明而は。於能豆加良氏理阿加理氏。と訓べし。故に此まで。古事記を取れり。にて大御神の出御るは。やがて禍事の直れるなるに依て。火産霊神の徳も。本の如く炫けりしなり。第四十三段。終の処に記せる。或人此問に答へたる説を。合せ考ふべし。〇面皆明白矣。あれど也。称曰云く矣まで。拾遺を取れり。明白矣は。志留加理使と訓べし。わおくに燭を燃して。相見たるぞこのりの。髣髴かりし神の面輪の。みな炳焉く見えける由なり。〇伸手而歌舞は。歓喜の餘りに。神たち皆起て舞ふなり。〇相與稱曰とは。八百万神たち諸與に。聲をうち擧て謡ふる由なり。〇阿波禮は。師説に。見る物。きく物。に依て事に。心の感きて出る。歎息の聲にて。今の俗にも。アヽ。と云ひ。ハレ。と云是にて。譬ば月花を見感て。アヽ見事な花ぢや。ハレよい月かな。と云是なり。此アヽ。と。ハレ。と重りたるものなり。此を後世には。たゞ悲き事をのみ云て。哀ノ字をあてども。哀はたゞ。阿波禮の中の一ツにこそあれ。阿波禮は。哀の心には限らぬなり。万葉に。阿波禮に。阿怜などゝ書たれど。此もたゞ一方につきて書るものにて。阿波禮の義理は尽さゞるなり。阿那と云ひ。阿夜といふ阿安同じ。はと波夜とも。波母とも云る波も。波禮の波も同じ。仁賢紀に。吾夫何怜矣。此云阿我図摩播耶と見え。皇極紀に。咄嗟などを。阿夜と訓るにて知べし。また漢文に。嗚乎。于嗟なぞの字を。阿々と訓こと多し。古の阿々も。同じ歎声なり。此の歌に。阿波禮。阿那と重ねて云るも。

歎息み詞ある故れ也。然ゐを本書み。阿波礼。言天晴也と
ゐる注え。臆説ふして信ふさらバ。
学者此注ふまとひて。阿波礼ハ。天晴の意となん思ひそゝ。
まさ後世みえ。阿波礼の波を。音便み和をいへども。古へえ
かやうの処も。ミなふ本音れまゝ。ハもじえ。葉。蓋。などの
如く唱へしなり。殊み此阿波礼と云言は。歎く声みて。ア
アとハレとの。重りさるなれど更なり。拾遺み。阿波礼を
言天晴也を云るハ。太じき非言れきども。是ふてもその
かみ。ハレを。晴れ如く唱へしおとを知べし。まさ俗 かく
み。天晴といふ詞え。おの阿波礼なおえて云なり。
て古歌み。阿波禮を詠るえ。古事記ふ。倭建命の御歌ふ。
一松阿波禮。書紀み。聖徳太子み御歌み。旅人阿波禮。此外みも。
思ひ妻阿波礼。まさ影姫阿波礼。ふ
ど〱云る哥も。同じ詠りさなり。是ら後世の意をもて
思ゟだえ其を阿波禮ふ思ふと云意ふ聞ゆれども。上古の
意ハ然らバ。共み歎辭みして。一松えや。旅人えやと云ふ

同じ。倭建命の。吾妻者耶。と詔ひおゝまさ万葉ふ。阿波禮そ
み島。吾子はも阿波禮。ぬをぞ詠るえ。言ろされみ少し異れ
きど。意え右ふ同く。おの万葉の二首共ふ。文字えいおき
も柯怜とろけ也。此二字を仁賢紀み。
播耶と訓ゐもて。阿波礼も。歎感じて直ふ。アヽハレを歎き
おる辞なることを知べし。
さゐまゝ找いへゐふて。此詞の本なり。阿波礼〱と
なげきゐまり。阿
波礼ゐなうと過しおる
ろなれどの類も同じ。然るを忘れて。詞の用ひろさも。
世〱ふ轉也て。本み意とえ違ひゆくおと多き物ゟて。お
の歎息み詞も後ゟえさはじ〱ふ用ひて。其用ひ状ふ依
てえ意も異なるが如く聞ゆも傍もゐゆ。其えまお万葉十
八ふ郭子み鳴を聞〱て詠る長歌み。うちれげき。ゐえき

の島といはぬ時なし。此を忘れし後の詠方(ヨミザマ)に似たり。前にひく歌どもの言(コト)と異(カハ)れり。それ故は。まづ上代の哥に詠る状は。一ツ松あ
はや。旅人あはれ。あはや其島。などやうに。其物にふ
れて。心の感く時に。其あはれと歎ける詞なり。あはや其島
とを見るも。あゝ其島と云むが如く。是も同く歎ける詞
なり。然るに此哥に。あはやの島と詠るは。言(ヒ)ざさ少し変
りて。あはやと歎くべき物を其後に至りては。阿波禮と
指て。あはれの島と云へり。
也。蜻蛉日記の文に。関のみち。阿波礼〻〻と覚え
て。もくさ死を見やりさきバ云く。とあり。此も同
く。心の内に歎けるなり。阿波禮てふ。古今集に。阿波礼てふ言をあま
たにやらじとや。春に後れて獨
咲らむ。詠める人の花を見て。感てアヽハレと云詞を。其花
の心に。他の花のまたの花にはやらずして。己ひとり然い
ゑまむと思ひてや。他の花の皆ちりて後
に。ひとりおくれて咲ぬらむと詠るなり。阿波禮といふ。
拾遺集に。あはぬ人をまたに待わび〻〻久方の月を阿波礼と
いはぬ夜ぞなき。此も阿波礼〻〻〻と歎けるを。阿波礼

といふと云へるなり。阿波禮と見也。古今集に。紫の一本(ト)もと故に武
藏野の。草ハみながら阿波礼
とぞ見る。是も心に。阿波
礼を歎じて見るなり。阿波禮とおもふ。古今集に。立二の
へり。阿波礼と
ぞ思ふにそみても。人の心をおきつしら波。然ぞ云なれ。
此も阿波礼を心に感じて。歎ける義なり。
みな其物に心うごきて。歎息(ナゲキ)するを云へり。はた阿波禮
をしる。後撰集に。あたらよの月と花とを同
くは。阿波礼しれらむ人に見せばや。此等の外に。
阿波禮を見ば。阿波禮と抱く。阿波禮になへば。など云へ
るたをひて都(スベ)て何事にまれ。ア、ハレを感ぜらるゝさ
はを名づけて。阿(ア)波(ハ)禮(レ)と云物にして云へるなり。如此く
阿波禮と云ふ言(コトバ)は。さはぐ言(ヒ)ひさ變りぬれども。其意
はこれ同じ事にて。見る物。きく事などにふれて。情(コヽロ)

の深く感ずることを云なり。まこと物をあはれぶといふ言も、もとアヽハレを感ずることなり。古今集に、霞をあはれび、を有をのみ、阿波禮と心得さまども、然に非ず。凡て嬉しとも、哉しとも、楽しきをも、哀しきをも、恋しとも、情に感じて、アはきれもしアハレと思はるゝ事は、みな阿波禮なり

ろき事をこのしぬ事なれども、阿波禮と云へること多し。此に神等は、阿波禮、阿那於母志呂を、歌ひあへるにて知るべし。又物語文などにも、阿波禮にをかしう、阿波禮にうましうなど連けて云へり。伊勢物語に、此男、人の国より、夜ごとに來つゝ、笛をいとおもしろく吹て、声はをかしうてぞ、阿波禮に謡ひける。とある、笛をおもしろく吹て、宇多ふ声のをかしきが阿波禮なり。蜻蛉日記に、おぼえもうぬほどちも、阿波禮に、うれしう覚ゆること限りなし。是まさ心もきて、嬉しきことに、阿波禮と云り。但し源氏物語なれど、其外も、物語書にはをか

しきと阿波禮なるとを、反對にして云る事も多し。此は總ていふをも、別て云ものは異りなり。總て云へば、をかしきも、阿波禮の中にこもるものと、右に云へるが如し。別ていへば、人情は、さま〴〵に感く中にも、をかしき事、嬉しきことなどには、感くことも浅し。悲しきこと、戀しきことなど憂き事、すべて心に思ふに叶はぬすぢには、感くことこよなく深し。故にそれは深き方を取わきても、阿波禮とは云こと有なり。俗に、悲哀をのみ阿波禮と云も、此心ばへなり。譬へば、總て木草は花の多かる中に、櫻をとり分て花と云て、梅にも對するが如し。源氏若菜巻に、梅の花を、花のさかりにならべて見ばや。と云ることあれり。梅の花も花なれども、其に對へても、櫻

（を取わけて花といへり。）然れば阿波禮と云ことを。情の中に一於にして云は。取わきていふ末のことなり。其本を云ときは。總て人情の事にふれて感(ウゴ)くは。こゝな阿波禮なり。故に人情の深く感ずべき事を。總て物の阿波禮とは云へり。（物に感ずとて。俗(ヨ)にはあしき善(ヨキ)事にのみ云めれども。さきも然らず。字書に。感動也と云て。心のうごくことなれば。善(ヨキ)事にまれ。悪(アシキ)事にまれ。心の動きて。アヽハレと思はるゝは。みな感ずるにて。アハレと云詞によく當れる文字なり。漢文に。感(セビ)鬼神(ヲ)と有て。古今集の眞名序にも然書れたるを。假名序には。おにかみをも。阿波禮と思はせ。と書きたるにて。アハレは物に感ずることなるを知べし。大凡阿波禮と云言の本は。さまざま轉りて用ひたるやうなれど。上件にて心得べし。まさ物のアハレと云も同じことにて。物と云て。言(コト)を物いふ。語ることを物がたる。まうで。物見。物いみなど云類の物にて。ひろくいふときに添る詞なり。）さて我れ。物の阿波禮を知ると云ひ。知らぬと云差別(ケヂメ)は。譬へばめでたき花を見。さやかなる月に向ひて。阿波禮と情(ココロ)の感く。即(スナハチ)これ物の阿波禮を知るなり。（さてその月花の阿波禮なる趣きを。心にわきまへ知る故に感ずるなり。其阿波禮なるおもむきを。辨へ知らぬ人は。いかにめでたき花を見ても。皎(サヤ)かなる月に向ひても。感くことなし。是すなはち物の阿波禮をしらぬなり。）月花のみに非ず。總(スベ)て世中にありとある事にふれて。其趣(オモムキ)き心ばへを。辨へ知りて。うれしかるべき事は嬉(ウレシ)く。をかしかるべき事は可笑(ヲカシ)く。悲(カナシ)かるべき事は悲く。戀しかるべき事は戀しく。其々(ソレゾレ)に情の感くが。物の阿波禮を知るなり。（其を何とも思はず。情の感かぬぞ。物の阿波禮をしらぬなり。）されば物の阿波禮を知る哉。心ある人と云ひ。知らぬを。

心なき人と云なり　西行法師の、心なき身にも阿波礼は知られけり。鴫たつ沢の秋の夕ぐれ。此上句にてしるべし。○今云、此は法師はまして君親妻子をも捨て、樹下石上をさすに定まる住所とせば、清く世情(ヨゴコロ)を離るゝを専と為さるもの故に、阿波礼を知らぬ人なり。その阿波礼知らぬ身にも、阿波礼は知(ラ)るゝと訓るれ

り。伊勢物語に。むかし男有けり。女をとかく云こと月日へにけり。岩木にし非ねば。心ぐるしとや思ひけむ。やう〳〵阿波禮と思ひけり。是にて。物の阿波禮を知ると云ふ味(アヂハヒ)を知べし。さて物の阿波禮を知るなり。歌は出來(イデク)る物なり。古今集に。古歌(フルウタ)献りし時の。目録の長哥を。熟読(ツク)て知るべし。神代より詠來たる。四季恋雑のさま〴〵の哥は。悉く。一ッの物の阿波礼より出來たりと云意を詠とりて。四季と恋雑との間に。年ごとに時よりおけおり〳〵。阿波礼てふことを云ひ。おり〳〵を言れたる其前後の四季と恋雑の哥は。それ時につけおり〳〵出來たる哥どもなり。と云義にて。其物の阿波礼の品々を。目録に詠さる長歌なり。心を著て読見るべし。後撰集に。ある所にて。この前に。かきたる物がたりし侍りけるを聞て。内より女の聲にて。あやしく。物の阿波禮しりがほなる翁かな。と云を聞て。貫之。阿波禮てふ言にしるしは無けれども。言(イハ)でえこそあらぬ物なれ。此詞書に。あやしく物の阿波礼しりがほなる。と云るは。貫之なることを知て。哥よみ良なりと云事をおぼえいて云る言なり。返答も其意を得て。哥よみたりと。何の益もあらねど。物の阿波礼に堪ぬ時は。とゝまでは。あられぬ物ぞ。といふ下心なり。阿波礼てふ言と詠れたるは。彼物に感じて。歎息ける詞也。土佐日記に。もろこしも此方(コヽ)も。おもふ事にたへぬときのわざとか。と歌をよむ事を云るれどに。て知べし。とあり。此は玉の小櫛と。石上私淑言とに言れしを合せ見て。文を約めて注せるなり。

れに引哥などのことハ私淑言に委く見えたり。即此の神等は。諸聲に歌ひ出給へるも其にて。大御神の久しく刺幽居るを甚く憂ひ坐て。千ぢに心を碎き。謀たち給へりし如く出御して。本のごと照明り。各々某々に面輪も炳焉く見え別りしかば。歡喜に堪ず起舞ひ。言はでもえあそ在られぬに。阿々波禮を歌ひ舉給へることと。然有べき事になむ。○阿那於茂志呂。こを本書注に。古語事之甚切皆稱阿那。一本に甚を至と作り。是も非からば。言衆面明白也と云へり。阿那てふ言義は。此注に云るが如し。其を委くは。第六段に注り。阿那迩夜志の処見るべし。また第四段阿夜惶根神の下をも合せ考べし。於茂志呂も。本注に云へる如くなれど。

黑白と對言ふ白の意には非ず。此ハ師説にあざやかに。よく分ることをいて。とおもしろし。をあるおもしろしも。粲明に能九分ありと。まと御火白く焼け。と云へり。今云。此は古本の神楽哥次第に人長の主殿寮に令寄る言に御火白久献礼まさと見ゆ。即あざやかに明く火を焼けと云るなり。軍書などに。矢を射抜きて。鏃の著はれ出たるを。矢だり白くれど云ふに同じと有り。此は七里繁民が。師説をききて記しおきたる家信友が本に書入たりしを。其侭〻に注せるなり。此段に師説と云る注は。これそれなり。にて齊明紀に。建王の薨ませる時の大御歌に。今城なる乎武例が上に雲だにも。旨屢倶之多〻婆。屢今本に居と作り。今は活板に依れり。何か嘆かむ。万葉にも雲谷灼発とよめる哥なり。此御歌の旨屢倶。やがて此の志

呂と同じく。伊知自流斯の志流にて。灼然由なれど。於母志留とも有しきを。志呂とあるは。後にとなかれ儘に記し傳へたるか。本には志留とも志呂とも言へるにや。まゝ此の志呂は黒白の白は意にハあらねど。黒白は白も本は同言なるべくおそ。まゝ同紀に。同王を葬奉れる。今城の地を詠ませる大御歌に。山踰て海わたるとも於母之樓枳。今城の内はわすらゆまじじ。とある於母之樓は。此の於茂志呂と全同言なるを。前の御歌に。雲だにも灼く立たば。と詠ませると合せ按ふに。雲立を御覧して。御子を偲び給ふ御心を慰め給ふ由にて。後世におもしろしと云ふに似たるは。此の於茂志呂を漸にかく

も活用かるなりけり。師説に。此於母之樓枳今城のうちは。の御哥を引て。悲き事に。おもしろと詠給へり。さまバ。此言は。心の深くしむ意にて。哀楽よの～ならバ言ふが。古意なりとて。本書に面明白也と云る注を。俗意なりと言まし由。右に云る書入に見えさまど。廣成主の心も。黒白の白は意には非ず。故に本文にも注にも多く白とは書バ。明字を添て書まとり。然るを師は本に明白に。シロシと假名を付たるをれみ。心得留らまきしにや。此は後人のしざなるをや。○清濁考に。オモシロシとは。心に挂るやうの事なりとあり。今云。此の大御哥の於母之樓枳は。オモシルキと訓べきかとも思へども。万葉十四に。於毛思路伎をあるに依て。シロと訓り。ちて此は。今まで常闇にして。燭を燃したるぞかりけては。猶おぼ／＼しく。分難かりし神等は面の。大御神の出御と共に。明白く見えたるに。各〻相見て。おぼえば阿那面明白と。歌ひ給へる事とぞ思はるゝ。今世にも思ぼえば。めづらしき物を見

さる時などに於夜云々と言ひ出ることと有るは、此心ぞ耳なり。前に阿那と阿夜とを同言にて、驚きて嘆く声なり。かくて俗に驚の声を、於夜といふ言のなるハ、即是なりと云るを、此に思ひ合せて辨ふべし。○阿那多能志とも本書注に、言伸手而舞、今指樂事謂多能志、此意也と何ぞ。言は義は信に如此くならむか。但し多能志は、多怒志を有るべき古言の格なるを、能と何るは、後の言習の儘に記し傳へたるか。万葉には多怒志を何ぞ。また古、能と云べきを、怒と云ること多かれば、古くは、能志をも怒志をも、二様に云るにや。万葉緯に擧たる内侍所御神樂式に、採物の篠歌に、篠乃葉爾雪布理川毛留冬乃夜爾豊乃安曾比乎須留我手伸左と、樂に手伸と書ることとも由ありておぼゆ。されど師は、多能志を、手伸の義とされる本書注は、附會に

て甚俗意なり、と言れしとぞ。此は然も有なむか。されど、餘に思ひ得ざる説のなれれば、姑く本書の注に従ひてあるにて、憂ふる事の有ては、自然に體の屈みて、伸やかならぬこゝちにを結滞たる心もとけ、其憂のとみに晴ては、その歓喜に堪ずて、阿々波禮をうたひ、其情の感く餘りに、手を伸て舞ふことをこそ、まさに自然の眞情にて、阿那多能志とは、そも屈みたりし手も伸やかになれる由なるべし。斯て多能志は、もを其立舞ふ状を云る體語にて、後には麻美年の辭を添て、多能志美、多能志年、多能志麻年と活用しなどにて、多能志美と云は、其用語の、また體語をなせるならむか。かく本の体語を、用語に活用ひ、それ用語字

まと躰語にしたる語ども甚多かり。此言の義になほ熟考すべし。〇阿那佐夜憩。こは信友本に書入たる。長谷川菅緒と云人の説ぞ。本註に。竹葉之聲也とあるは非説なり。佐夜憩は。肥前風土記に。分明謂佐夜氣志とあるは是分明字の意にて。明なる意なり。天照大御神の。岩屋戸残出給ひて。世間のさやかに明けくれたる由なりと云る此説信に然る事にて。阿那と云ふ發語を添ても明の意とは知らるなり。然るを師は記傳にも。右の聞書にも。竹葉のそよぎてさやさやすることなり。篠の葉もみ山もさやになど。古へより用ひ來れども。發語の阿那きえば。神楽声にサアくくサヽ。昔ハ神楽のとき言しなりと言れしは。佐夜祁佐夜加など。哥にも詠ことにいふにしてか心著れざりしなり。かくて發語の阿那きこえまと言きしは疑ふべき

注を信じて。疑ふまじき古語を疑はきとるにぞありける。さて阿那於茂志呂は。神等此御面の炳焉く見えたるを歡べる詞。この阿那佐夜憩は。世間の分明になれるを喜べるなれば。共に明なる由にはあれど。彼は神等の面を云ひ。此は廣く世間にての詞なりけり。◯飫憩は。まづ師云。古語拾遺に。以飫憩木葉爲手草と有て。飫憩振其葉之調也と云るこそ疑はし。神樂歌古本に。於介と唱ることは處々に見えたれば。此言は古傳なるべし。然れども此を木名とせるは心得ず。ける木は。古も今もいはど聞ず。或説に。賢木なりとも。檜なりとも云へど。これ推量りの妄説にて。其證なし。又木葉を振音のオケぞ鳴べき謂なし。さて

まぞ此を木名とせるは。かの小竹葉の音れ佐々とり紛れたる。非説なるべし。凡て同処に云る阿波祁。於茂志呂多能志などの説も。ミな古言の意に非ず。や、後人の附會れるを辨へむして記せる物なり。○今云、此師説れ中に阿波祁れ注を。非と云れしは。然ることながら。於茂志呂多能志の注は。然も有まじき由は上に云りし。故思ふに。於介とは。上に見えたる汙氣のことを。神樂にかく唱へしを。木名ぞ誤まるなるべし。佐夜

慰ぞ竹葉之声也と云るは。さや〱と鳴ぞ有り。古本催
る声とり出たる言なれば。ちも有べし。馬楽に。
オケ。オケヤ。アハレ。ハレ。ソヨヤ。ソヨ。サ。サ ○後按に。神樂
ヤ。など云言も見ゆ。なほよく考ふべし。

譜に。その舞を本末にて稱美る詞に。阿知女於介。阿知女於介と云ふ我舊説に。阿知女は宇受賣と云ことぞなりと説るは。然る言なまぞ。於介てふ詞を説得ざるを。伴信友が考に。古事記に。意祁都命とあるを。日本紀に。姥津命とあり。伊呂波字類抄に。獲をオケザルと訓たるを思ふに。阿知女は。宇受賣と云言にて。宇受賣獲ぞ云て。稱美たる詞なるが。宇受賣於介ぞ云ひては。埋め置けと云ふ如く聞ゆる故に。阿知女と云替とるならむぞ云り。此説然るべし。敎子なる。越後國人樋口英哲云く。我が越後にて風俗歌うたひて。舞踊りなどせるを。チンクヲドリと云り。此は隣国にも有りて。誰もよく知まる事なり。然るに其上手なるを称て。オケサと云り。其はわが郷のをぞ。柏崎なれば。柏崎オケサといひ。三條なるは。三條オケサ。新潟なるをぞ。新潟オケサぞ云り。其風情は少づゝ異りあれども。上手をほむる意は同じ。かくて此オケサと云ふことぞ。甚いぶかしく。人に問ふに。誰も其言義を知まる者なし。然るを今師説を承賜はるに。彼踊まる状の。いとぞ可笑く。宮風とるが。宇受賣命の御有状に似たり。と美い

る言なりとて。始めて思ひ得侍りぬと云へり。これ信に古言の遺れるなるべし。○大直會は。大直日饗なるべし。然るは是時。大御神の隱坐て。世中常闇なりしまゝに依て。神等の愁惑ひけむ事を。上に云へるが如く。然るを今かく出坐て。世中再び明らけく。愛たく成ぬれば。神々手を伸て歌ひ舞ひ。悦合ひ給ひけむ事も。上に云へるが如し。世中直りて明らけく。本の如く成ぬるを。大なる事の極みなれば。神等互に悦び給ひて。大御神の大御前に。殊さらに。種々の物奉り。各々自らも祝ひ給へるなりければ。宴よりも。大直日饗と云べきなり。此を例として。大御神の大宮は更にも申さず。何処に於ても。神事うるはしく仕へ奉り竟さらむ後にて。其献り物など下し

賜ハり。誰もゝゝ悦びの酒宴など為るを。直會と云ふなり。此時の大御古事に效へるなり。

於是八百萬神共議而。於速須佐之男命。科千座置戸之祓具。令抜髪須及手足之爪而。以手爪。爲手端吉棄物。以足爪。爲足

端凶棄物而。以唾爲白和幣。以
洟爲青和幣。乃使天兒屋根命。
宣其解除㞢太諄辭而。割天小
菅拂而。令祓竟。八百萬神等。嘖
速須佐㞢男命而。汝所行甚惡

也。故勿住天上。亦勿住葦原中
国。宜急適底根国云而。乃共神
逐逐降矣。世人愼收己爪者。此
其緣也。

共議而て。師說に。こは天照大御神。また高皇產靈神の
命を受て爲るに非ず。神たち集て議り給ふなり。其は深き

所以ぞ有けむ。書紀・古語拾遺などの旨も同じ。をるれば。解除の事を爲おほせをも。產靈神の大御心より出おはらむ。其由下に云を見て辨ふべし。〇科千座置戸之祓具。古事記には、たゞ千座置戸と有る。書紀本書・古語拾遺も同じけれど。言足らねば。故今ハ書紀第二ノ一書に。責其祓具とあるに依て。祓具字を補ひお。科字ハ。書紀に從まし。師說に凡そ波良比に二あり。其一ハ。伊邪那岐大神の。阿波岐原の禊祓の如し。一ハ此の解除の如し。是罪犯せる人に科せて。物を出さ贖はるなり。かゝれば。其事も意も。二ッ別なるに似たれど。本ハ一ッなり。履中紀に。車持君に罪有て。負惡解除善解除而出於長渚崎令祓禊。とあるを以見れば。犯せる者の波良比も。水邊に出て禊

祓けり。是罪犯も穢も同じければ。大祓詞に。伴男能八十伴男乎始氏。官々に仕奉留人等乃。過犯家牟雜々罪乎。今年六月晦之大祓爾。祓給比清給布云々。速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神。大海原爾持出奈武云々。四國卜部等。大川道爾持退出氐祓却止宣。此文を思ふべし。罪犯を解除ふも。穢汚を清むる禊と全同じ。穢ハ即罪なり。罪ハ即穢なること。前に阿波岐原の段に云ると。併考べし。まさ穢字も通ハして。罪とけて云るなど。仲哀巻國之大祓の所に。委くいふべし。罪あるにも穢あるにも。其重け輕さに隨て。同く波良閉に爲む。上代の法なり。然るを漢國の制をのみ。專ならひ用らるゝ世になりて。上代のならはしハ。何事もかはりて。此の波良閉の法も。廢れもきたるなり。然はあれど。中昔までも神事

に付なるものには。猶此法を用ひられて。大上中下品々此祓ありしことも。古書どもに見ゆ。そは仲哀ノ巻。国之大祓此処に委くいふべし。扨て其祓具を出さしむる事は。今考ふるに。二ツの義あり。一ツには。其祓に用ふる色々此物を科せて。出さしむるなり。祓具と書きたる。具ノ字を思ふべし。また以唾為白和幣云々とあるも。祓に用な物に取りし也。はた雄略ノ巻に。歯田根ノ命罪ありて。以馬八匹。大刀八口祓除罪過とあり。馬大刀を祓に用ることは。大祓ノ詞に。高天ノ原に耳振立て聞物止。馬牽立氏も見え。神祇令にも。上ル祓刀とあり。此外古書どもに見ゆ。抑馬を用る所以は。耳振立聞物止と有ル如く。神たちの其祓を速に聞召受よと云意なるもの上文に。云々搔別氏所聞食武とあるをも合せて知らるる。此に准へて思ふに。太刀は罪穢を断絶意に用るにや。此外用る種々の物も。其名また其形。あるひは。その物此用などに就て。意を取ることも多かるべし。また延暦廿年五月の大政官符後紀。類聚三代格。令集解などに出ず。に。定准犯科祓例事。一ツ大祓料物廿八種云々。一ツ上祓料物廿六種云々。一ツ中祓料物廿二種云々。一ツ下祓料物廿二種云々とあり。その種々物みな祓の料物にて。罪穢の重軽にあはせて。科にな品あるを以て。思ひ定むべし。今云。此事なほ大祓詞再釈に委く注を併せ考べし。一ツには。彼阿波岐原の禊祓の時に。御身に著なる物等を。尽に投棄給へりし如く。に罪犯ある者も。身此穢となるまで。其身に所有物も。皆穢なるを祓ひ棄る意にて出しける也。故後世までぞ。祓に用る種々の物は。終によみな水に流し却ける也。なほ下に云べし。かくまで祓

具を科るゝも、もと右の二ッの意なるを、異国の贖刑と一ッ意に説成ば、最も古意に非ず。孝徳紀に、有被役之民、路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情炊飯余路、強使祓除、復有百姓就他借甑炊飯、其甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除、如是等類、愚俗所染、今悉除断、勿使復為、とあるは其祓物を取て、己が利にせし事と聞ゆ。それや〳〵世くだりて、本意を失へる、民間のならはしにぞ有けむ。○今云、国〻にて為來れる事は中に、自らに祓法に叶へる事の有るを、をり〳〵聞及べる事なり。其は上ッ代の風の流れ傳はりて遺れるにぞ有るべき。千座は私記に、座者是置物之名也と見えて、其祓物を居置物をいふ。彩て〆何にてもあるべし。人の座處を久良韋と云も同意なり。故書紀には位字を書り。千は其數なり。犯の重さ軽さの任に、祓も重き軽き有て、祓具も多き少き品あるを、此は極めて重ければ、極まる多きを千とは云なり。後世に四座置、八座置など云名目は遺れるを以て見れば、幾座

と云て、祓のしなを定めしなり。置て、其物を持出て祓ふる處に置く意を以云るなり。萬葉に置幣とも奴佐於伎とも見え、大祓詞に大中臣天津金木乎本打切末打断氏千座置座爾置足波志氏と有り。師説に金木と書るは借字にて、是は祓物を置べき置座に作る料の椙を云なり。此金木を置座に置むと聞ゆれども、然るは非ず。文意は金木を本末切て千座置座を造り、置足はしと云れりと見ゆ。今思ふに、此説まさをにとし、置べき種〻の物をぞ署て云れば、其置座をのみ云ること、此と同じ。一説に金木を刑具とあるは甚誤なり。○今云、世にいやしむ金木で目をはくと云諺あり。此は大なる物には心こめず、過つ事はなきを、金木やうの少き物をぞ卑めて心せざる故に、目をはくことありと云へるなれば、加茂翁の金木は置座に造る料の椙を云といはれしは、信にさる説にて、椙やうの木など金木と云る古言は、さる〳〵諺に遺れるなるべし。はた天野信景云、中臣の祓詞天つかな木と有を、卜部家さま〴〵附會して、本を忘れたる事なり。度會延

佳瑞穗抄に、其字をこゝろえ侍る。濃州のきたり山入金木取と云るを、何ぞと思ひたるなり。中臣祓の本義にくはしく、誠ぞ神代の言葉鄙に残り侍る事、是にて知られ侍れと云り。　臨時祭式に、凡祈年月次神今食新嘗等祭料置座木と何れも置座に造る料の木をいふ。これ神に供奉らるゝ料なり。さて置座木を、今本にクラヲオクキと訓るは誤なり。篤胤云、同書に楉棚四脚、各高四尺、長三尺五寸ともあり。依て其置座に四座置、八座置と云品なり。木工寮式に、四座置、八座置、以木爲之、長者二尺四寸、短者一尺二寸、各以八枝爲束名稱八座置、長短各以四枝爲束名稱四座置と見ゆ。四時祭式、斎宮式、大嘗祭式などにも、祭料物の中に此名見ゆ。今考ふるに、置座は祓物を居置く座なる故の名ぞ。て、四座置、八座置も、本は四座の置物、八座の置物と云ふ

はにて、其置座の數以て云なるなれば、一種の物の名に非ず。然るをやゝ後になりては、其名のみ古へにて、物はさるを変れりと見ゆ。其故は式に諸祭の中に載るを見るに、他の雑々の物を居置べき料とも見えば、なく別に一種の物と見え、まさに右に引る木工寮式に云るも、物を居置べき物の状に非ば。然れバ延喜の頃は、さらぐ象むのりなりり。置座も木工式に云る如くなれ小木字連ねて結ひ造れる物なるべし。今世にあかる柳筥などの物なるべし。さるにても推度らる。然れば後世のも、かの置座に造るべき木を束ねて、やがて其を置座と称ひ、其木の數を以て彼座の數に加へて、四座置、八座置とは云なり。又はかの祓の詞に天津金木乎云々と何れも後世の象むかりの置座を造るよりとも思はるれど、なほ然には非じ。彼全文は、やゝ後に定まれる物なれば、ら詞をこそ古へのを用ひざまなれ。ばかり。仍て千座置之祓具と云て有べき字。置戸としも云とはして。未思ひ得ず。師は應神天皇卷に、伊豆志袁登賣神を、兄弟の男の、とぞひける事を云る段に、詛戸と云る言を引て此

は其詛事に用ひたる種々物を指て。詛戸とも云へれば。此も置座に置く祓具を指て。戸とは云なり。然れば千座の置物と云むが如し。と言れたれば。いかゞ有らむ。祓具は。書紀に此云波羅閉都母能とあり。○髪須。記には切鬚と有て。髪のことなく。書紀にも拾遺には。抜髪と有て。鬚のことなし。今は彼此合せて取れるなり。和名抄に。野王案髪和名加美首上長毛也など説文云。髭口上鬚也。鬚髯頤下毛也。髭和名加美豆比介。鬚髯和名之毛豆比介とあれど。此は口の上下の差別なく。なべ比宜なり。鐵胤云。須は説文に面毛也とありて。口上。頤下。頰のどの差別なく。總ての比介を云字なれば。此に應へり。○及手足之爪。於是より是までは。記を本にとり。なほ書紀を取て文を補へり。師云。及字は。乎母と訓べし。爪和名抄に。四聲字苑云。爪手足指上甲。

和名豆女と有り。○以手爪爲手端吉棄物以足爪爲足端凶棄物。は書紀一書に。以手爪爲吉爪棄物。以足爪爲凶爪棄物といひ。又一書に。責其祓具是以有手端吉棄物。足端凶棄物とあるとを併せて文を成せり。書紀に。手端吉棄。此云多那須衞能余之岐羅毗とあり。手端吉棄をのみ註て。足端凶棄を言ざるは。准へて知らるればなり。さて師説に。これ吉凶棄物は。いはゆる善惡祓除の事の本なり。然れども善惡祓の事は。其儀を記せる物なければ。如何なるを善。いかなるを惡とも知がたし。吉。招福凶。攘禍也と云ふは。後人の例の推當の誤なり。若さらば。上に引る車持君の善惡祓除は。いかに解べきぞ。犯ある人の為に福を招くこと有べきかは。右に引る延暦廿年の官符の中にも。承前神事。有犯科祓贖罪。善惡二祓。重科一人云々とあるも。車持君此事に同じ。さてかく手足の爪を抜るも。祓具なれば。

上に云る二ノ意を以て解べし。一ツには此ノ祓は。極メて重き祓たる故に。祓物も極て多く。千座を徴るたれバ。須佐之男ノ命の所有る物は限りを取ても。猶足ざる故に。其ノ御身に生たる髪須爪までを取て。祓の料ノ物に用るなり。書紀に。亦以唾為白和幣以洟為青和幣ともあるにて。祓料なるを知べし。一ツには。所有る物も穢きなれバ。拂ひ棄る意なれバ。輕き犯は穢浅き故に。少ヵ物を出し棄て清まる也。是は犯重くして。極メて深き穢なれバ。所有る物をみながら棄ても。なほ清まりはてざる故に。其ノ御身に生たる物までを。拂ひ棄て清むるなりけれバ。棄る物は。みな穢垢なる故に。伎羅毘物といひ。棄物と書れたるも。此意なり。後世に。人形を造て流すも。穢とる身體をば。さながら棄て。清まに替る意なり。このくれバ。此須を切り。爪を拔ク事は。右ノ二ツノ意なるを。纂疏に。肉刑之始也。とはさまひて。皆人も刑と心得るハ違へり。刑とは其義異なる字や。也あり。此師説を本として。今考ふるに。手端物。足端物とは。古語拾遺崇神天皇の御世の事記せる処。に。手末之調てふことの有て。此を手にて造れる物を云りと聞ゆるを思ふに。手足を勞きて造れる物のこと也。古の雅言に。かく分け云るにて。其は身おのづから手足を勞きて造れる物は。殊に惜み思ふことなるを。其ながら祓物に出して。清まはると云義にて。手端吉棄物。足端凶棄物と云には非らじか。手に吉といひ。足に凶を

云るは、手はたふとく、足は卑き物故よ、かく言るのみふて、餘よ深き意は有まじくおもほゆ。其は男神のかたを足名椎、女神の方を手名推と云て、男神ふ依て須佐之男命いやしき方を負せたるをも思ふべし。此所有る物を盡ふ祓具ふ出さしめ給ふよ。また手末足末の物代として、其爪を抜て出させたまふる由なる可し。下文に、以唾為白和幣云々とあるに依て、後ふ善祓惡祓といふを以ても、然は思はれけり。車持君ふ科せなる趣は、此の吉棄物、凶棄物ふ由ありげふ聞ゆれども、延暦官符ふ、善惡二祓重科一人とあるを合せ思ふよ、此は事趣異なりげふ聞えたり。なほ熟考ふべし。○以唾為白和幣、以洟為青和幣。これは書紀石屋戸段第二の一書を取なり。和名抄ふ、切韻ニ云、唾口中津也。和名豆波岐また同抄よ、字書ニ云、洟鼻液也。和名須々波奈とあり。唾は白く、洟はやゝ青ければ、かく言るなるべし。さて為とは、白和幣、青和幣の代りを為たる由なり。是まで所有る物の限りを取てもなほ足ざる故にかとなり。○乃使天兒屋根命宣其解除之太諄辭而なり。此其縁也と云までは、書紀石屋戸段第三の一書を取れり。其中ふ割拂天小菅を云なども、神樂歌を取れり。其由其処ふいふべし。○宣解除之太諄辭とは、上ふ云る如く、此時の禍事は、須佐之男命の御荒びより起れるなるを、其事を悉く、豫母都国ふ掃却らむことを、祓戸神たちふ祈白せる諄辭なり。其由下よ委く云を見て知べし。○割天小菅拂而は、神樂酒

殿歌ふ。也戸久毛能奈可奈留久毛乃奈加止三能安万乃古須介乎佐支波良比以乃利之古止波計不乃比能多女。と所係ゐ。正ふ此時兒屋命の菅もて祓しおる由を詠るふて。然る古傳の有しふ本おれ係なるよを炳し。故よの歌詞れ傳よ依て。文を成せ已。大祓詞ふ。天津宮事以氐。大中臣云く。天津菅曾乎。本苅斷。末苅切氐。八針爾取辟氐。天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮。と見え。万葉三巻ふ長哥ふ手次のひなふ懸て。天よ在る左佐羅能小野之七相菅。手ふ取持て比さかとれ。天川原ふ出立て。潔身てましを。まさ十五ふそれ佐保川よ石ふ生係。菅根取而志ぬぐさ。解

除てまし残れぞ所已。祝詞考よ。此歌どもを引て。古の祓ふも。割ゐる菅を手ふ取持て。塵なぞ字拂ふが如き已ざをせしれ已。然るう古書どもふ。祓物くちぐ載ゐる中ふ。菅ハ見えねど。此も祓よ用ふと云を。疑ふ人有べれきど。祓柱も。図の郡領以下。戸く。より出に物な已。まさ式よ。大祓よ用ふる物どもをバ。皆挙て。祝詞。料の布。短帖までも見えと係よ。詞を書く紙筆をのせざるが如く。菅も祓奉仕る官人。一人の手よとる物ふて。斎て作る物よも所きバ。其人のみおろらなに故ふ。挙ざ係れり。と解きしも然係説よて。後までも菅を持て拂ひしよぞ疑なく。其は天上ふて此時爲お係故實を用ふ係な已けめ。師説よ。須宜須賀と云名え。此草もとをめ清浄きをし有て負るう。さる故ふ祓よも用るふや。又も清と言れ通ふ故う。いおきなまれ。清ま意ふ取て用ふ係なりを已。ちて小菅と云る小も。例の稱言よて。笠ふもぬふゐ

此菅なり。万葉十五ノ哥に。菅根とあるも。多く菅にて。根は木ノ根。石ノ根。島ノ根などゝ云根と同く。添ていふ言なり。此を祝詞考に。菅の根と訓ましは非なり。また或人は菅を根などら取れる名と云ふも云り。其は猶考べし。さて同三ノ巻に。七相菅とあるは名義は。いまだ思ひ得ず。若くは七節か。また十ふの菅にも。七ふ。三ふなどあるは。編目ぞ云と聞ゆれば。此とは異なるか。但しまさ。七。割拂とは。割ふよも編べき。長高きより菅と云ならむか。割て拂ふとしなり。大祓ノ詞に。菅曽と云るは。其割さる上此名なり。其由は。神武天皇ノ巻。大祓ノ詞の処に委く云べし。○祓竟とは。祓きは尽去残云。科千座置戸之祓具と云より。逐降矣まで。凡て祓竟るほどなり。○嘖は。迫と同く。彼天津罪の積を言迫るとしにて。下に。武甕槌之男神の。建御名方ノ命を誂方ノ海に迫到給へる迫も即是にて。此は言遁るまじき言なく言

迫尽ぬる由なれば。須佐之男ノ命も。遁るまじき辭なく窮て畏り給ひぬれば。天上に勿住そ。葦原ノ中国にも勿住そと。諸神の迫言がまに〳〵逐はれ給ふことにて知べし。師云。凡て世年留は。狭むるなり。世麻留は。狭まるにて。自と佗を云差のみなり。可畏も申し過に似ぬれども。此神もしかく理に窮て給へれば。彼御稜威を震ひ給はむにも。いかにゆ〳〵しき禍事の出来なましを。諸神の言理に服ひ。其非を悔坐して。下津国に往坐しは。其御心は直く坐まさばと想察奉るべし。なほ此神の。其非を悔坐し御心はあれど。可畏れまど。次ノ段に云を見て思ひ辨べし。○惡也は。古本に。無頼とありて。旧くタノモシゲナシ。はさコノモシゲナシなど訓れど。漢文の無頼をあながちに訓ると聞えて。古言ともおぼえぬ訓ざま故

に、今は意を得て、文を改めむ。阿志加理と訓べし。然れはち悪く在といふ義なり。○底根国をは。即下津国。夜見国のことなる由は。上に既に注りき。第十二段。第十八段など見るべし。○神逐く降矣は。神夜良比夜良比降志使をと訓べし。此は古事記に。神夜良比。尓夜良比賜也。とあるに依て訓り。書紀に。逐之此云波羅賦とある波字は。師言の如く夜の写誤なるべし。神をは。凡て神れ上の事に。多く附云詞にて。上に見ゆ。第十段見べし。夜良布は。師説に。本夜流を延たる言なり。良布ハ流。良比さまバ理と切る。用意は。聊異なるに似たり。さてかく畳て云例は。神集く神祝く。神議く。神問く。神和く。神掃くなどれ如し。皆上は体語。下は用語なり。今云。まさ中に。尓てふ辞を加へても云り。其は神夜良比尓夜良比岐。ともあり。伊都之知和伎尓知知和伎氐なども。此格の言なり。さて逐は。今俗に云追放なるをいへり。さて後れ大祓神事は。即此時の故実の随に行ひ給ふ事なることは。今さら言はでも知く。其は皇美麻命の天降坐しをも。天御祖命の。此の天津宮事のままに行すと。御言依し坐るにて。罪穢乃清まはることは。伊邪那岐大御神の。禊祓給へる時に生坐る。祓戸神等の。持失ひ給ふになむ有れば。其は彼神事のとも。諸々に宣聞せ給ふ詞に。高天原爾神留坐。皇親神漏岐神漏美乃命以氐云々。皇御孫之命波。豊葦原乃水穂之国乎。安国止平久所知食止。事依奉伎云々。如此依左志奉志四方之国中登。大倭日高見

之国乎。安国止定奉氏云々。平氣久所知食武国中爾。成出
武天之益人等我云々。許々太久乃罪出武。如此出波。以上の文
意は。高天原に神留坐て。天津御祖命の皇御孫命を。葦原
中国を。安国と所知食せと。御事依し降給へるまに〳〵。
大倭国を。四方の国中は安国と定奉て。坐奉るを其天降
し賜ふ時に。安国と所知食さむ国中に成出る天之益人
等の。過犯けむ罪の。許々太久出なむ。あり出さらむには云
云せをと詔へり。をいふ意にて。此は天御祖神は御言依
しを本にして。神武天皇御世に。當時の事実を合せて。天
種子命の綴成る詞なり。次々は詞もあり。文法り淡く
心を著て思ひ辨ふべし。祝詞考。後釈ともに。此義を思ひ
洩さまさゞ。此委き謂由。まさ此詞は。種子命の綴成る詞
なることの論ひは。神武天皇巻に。此詞を本文と為るまき
む。彼処に委く云べし。瑞穂抄に。大祓詞は。天種子命の作
と云ふ傳あれむ云々。
をと云るは。然る説なり。天津宮事以氏。大中臣天津金木乎。
本打切。末打斷氏。千座置座爾置足波志氏。天津菅曽乎。本

苅斷末苅切氏。八針爾取辟氏。天津祝詞乃太祝詞事乎宣
禮。此一節は。解除すべき式法を。誨賜へる御言にて。文意
は。上件の如き許々太久の罪出さらむには。天津宮に
て。事始めまさ〳〵。祓事の例はまに〳〵行ひて。大中臣其事
を執り。天津金木は本末打切て。千座の置座を造り。其座
ごとに祓物を置足はして。天津菅は本末苅断ち八針に
取割きそを以て拂ひ。天津祝詞乃太祝詞言を以て。祈白
せとなり。其は専と祓戸神等に言告る祝詞なる。如此乃
が此に漏さることを。下に委く論ふを見て知べし。
良波。天津神波云々。国津神波云々。所聞食武。如此所聞食
氏波。皇御孫命乃朝廷乎始氏。四方国爾波罪止云布罪波
不在止云々。高山之末短山之末與理。佐久那太理爾落多
支都。速川能瀬坐瀬織津比咩止云神。大海原爾持出奈武。
如此持出往波。荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百

會爾座速秋都比咩止云神。持可々呑氐牟。如此可々呑氐波氣吹戸爾坐氣吹戸主止云神。根國底國爾氣吹放氐牟。如此氣吹放氐波根國底國爾坐速佐須良比咩止云神。持佐須良比失氐牟。如此乃良波と云るなり。失氐牟と云るまで八、上件事依し給へる祓事なり。天津神國津神の所聞食し受給ひて、祓戸神たちの本に返し却り給ふ事状までを諭し給へるなり。とある文はおぐきを。熟讀み熟味ひて。大祓の神事は。本天御祖命の。御依しのまに〳〵。行給ふ御事にて。罪穢は清まはるこそは。祓戸神たちは持失ひ給ふことを。思ひ辨ふべし。大祓詞なる、瀬織津比咩は、即禍津日神、速秋津比咩は、即伊豆能賣神、氣吹戸主ハ、即直毘神に坐こと、上第卅四段に見えたるがごとし。さて祓戸神四柱の中に。瀬織津比咩。氣吹戸主は。禍津日神。直毘神の亦名とは申せども。上卅四段にも云る如く。其本體は。大御神と須佐之男命に屬て。天上と夜見とに分り坐まぞ。祓戸に坐して。罪穢を失ひ給ぬこそは。まこと其幸魂の活用に坐ます故に。此亦名は。實は祓戸にて。功をなし給ふ御靈を申せる御名になむ有ける故大祓詞に。此御名を挙されり。さて此時は禍事は。禍津日神の。穢を惡み給ふ御荒びより。起きるなるを。祓事によりて。須佐之男命は。諸神の嘖に服ひ坐しは。やがて禍津日神は。御心の和み坐るよて。是即かれ祓物に負せて。流し却る罪穢を。まさ此神は受取なる理なり。其は禍事を起しと、滅しと、表裏の違ひあるが如くな

まども是ぞ天御祖神の始給へる祓の主意にて深く妙なる謂なりける。かくて此神終には須佐之男命と共に根国に往坐しゝぞ。此由第七十九段に云を合せ考ふべし。罪穢を先受取たるに幸魂瀬織津比咩神は。本謂のはにく。永く祓戸を掌して。其功を有し給ふ故に。大祓詞に。先此神の。大海原に持出給ふ由を云るなる。但し其や天御祖神の御言依の傳へあることと。上に委く辨へたるが如し。よて国土より起る禍事罪穢の本因の大凡を思ふに。五の別なる。一つには。禍津日神の本體は。夜見国に往坐まど。上第二十七段に云る如く。其御霊は。古の国土に充満たれば。穢なるにてこそ。忽に荒び給ふ禍事。二つには。此神の徳は。いとも大地に廣く坐ませども。實

はかの荒御魂に坐ば故に。好き御意を以て為給ふことも。自然に荒くしく。それ上件須佐之男命の御荒びの状を熟思ふべし。しおて惡き御心にて為給へるには非ざるをや。且其大きく廣き御功の好事に。いはぎ來る惡事。其は韓国島に金銀ありとて。皇美麻命に寄給へるを。韓王が畏みの餘りに。種々の物を貢れる中に。国の害となる事も多きなど是なり。三つには。伊邪那岐命の脱棄給へる穢物に因て。生れる神等の為ば禍事。此事は上第廿三段。此神たちの生れる処また第四十三段。万物之妖と何る処などに云るを合せ考ふべし。四つには。火神の穢を惡たるに御心をゆり起し給ふ災事。古は第十八段。豫母都戸喫の処に云るを合せ考へて曉るべし。五つには。餘諸神たちの祟の禍事などなる。善神たちといへども。御心にふさればば所思食ば事の有まで。怒りて禍をなし給ふこと。第廿七段。荒御魂の処に

委く云るを合せ考て暁るべし。世に有ゆる禍事は本は。大凡此五柱に漏るゝことなく所思たり。とく思ひ。深く考へて辨ふべし。さてかく種々は別なれども祓事に依ては。皆解除るべき禍事どもなり。其は何にまれ。禍事はやがて罪穢にて。穢は豫美国に屬く理なる故に。伊邪那岐命の。穢を悪み給ふ御霊によりて生坐る。瀬織津比咩神は其を受持たまひ。御自らに係る係らぬ撰びなく。先受取て。豫母都国は道筋なる。大海原に持出給ふ。され此神は解除に功を為し給ふ状にぞ有ける。師説と異なり。大祓詞後釈をも合せ考ふべし。さて祓を行ひて。罪穢を清め流すは。豫美国に逐ひ却る所為なる故に。穢を悪む

此神は先かく持出たまひて。さて穢を清め給ふ御霊の神。速開津比咩。禍を直し給ふ御霊の神。氣吹戸主。さし次て持送り。速佐須良比咩。其を根国に持さすらひ失ひ給ふ。これぞ解除は大旨にて。天御祖命の御傳坐る趣なりける。今この事を為むには。祓具は。佐須良比咩神の如く。己が身は。須佐之男命の如しと心得べし。かくて此四柱の功。各々異には坐ませども。なほ深く思へば。此神たち誰も餘三柱の御霊をも兼持給ひて。互に御霊幸ひて。祓の功を相成し給ふ中に。直毘神は伊邪那岐命の禍を直さむと欲して。生坐る神なる故に。これ御功は殊に大きく。廣くいふ時は。早川の瀬に流れ出るより。根国

に到りてさすらひ失るまで。都て此神の御霊に非ざる
事なきは。更にも言はず。言もて行けば。始め八百万神た
ちの。神集々て議ませるより。祓竟たるまで。始終すべて。
此神の御霊にとる事になむ有ける。なほ神武天皇ノ巻に委く云れば。此にハ要とある事の大意を注のことなり。
さて速佐須良比咩ノ神は。佐須良比とは。流離ノ字の意なることぞ。既に云りき。
其生坐の處に云る如く。殊に滾き御鼻の穢は。
流離出る時に生坐して。其由を御名に負坐し。實は須佐
之男命の分魂に坐まし。かく罪穢を持佐須良比失ひ給
ふ御功あると。須佐之男命の。此時逐はえ給ひしかど。年久
しく此国に坐まして。種々の功を立給へると彼合せて

按ふに。須佐之男命の犯し給へる罪をば。悉く此神の負
持て。此時直に。根国に佐須良はれ往坐るなるべし。事實
とりて云ときは。須佐之男命の負給ふべき御名なるを。此
神の負坐るは。幽き契ある事なりけり。上第廿七段に。此神者。
與速須佐之男命。合力而座神也。とある處に云りし説
ども彼此に思ひ合せて。此妙なる理を暁るべし。なほな
のに。言にも云え得ずのた免事なりとのし。さて後世に罪ある人を。遠き処へ
迁し却るを。佐須良ふと云も。此古言の遺きなるべし。万葉三ノ巻長歌に。天有。左佐
羅能小野之。七相菅。手取持而。久堅乃。天川原爾。出立而。潔
身而麻之乎。とあるは。天上の故事を思ひて詠るなる

を炳るなり。佐々羅之小野とは。此時佐須良比事を爲し
たる野。と云意の名にて。此野の菅を取て。解除事に爲て。さ
て天河原に出立て。禊を爲しといふ古傳の遺れるに本
づきて。詠たるなるべし。また十六ノ巻の哥に。天尓有哉。神楽
良能小野尓茅草苅。草苅婆可尓鶉
乎立毛と詠たり。なほ小野と云べき序詞ノ。天上なる佐
佐良之を云るにて。故実に違ありけり。此哥に依て。佐々良之
小野とはきこえて野を云など思ふなからば。上の長哥なる
るは。天有をいひ。菅を取て潔身する由を云るも。此時
の故事に本づける名なる事を思ひ決むべし。又按に。已
已竹をさゝらと云は。言の本にて。名義は。さゝと鳴り
云ひ。其を以て追ふ故に。さはらふと云にや。彼
はささをせけゝ。を云ふけゝも。進むる意なり。さて右長
歌に。天河原爾出立而。云々を云る天川原は。決て彼安
河原のことにて。此河原にて禊を爲し。彼千座置戸の祓

物も。此川に流しやられむかし。其思ひ合すべき事ども
は。神武天皇ノ巻。大祓ノ詞。佐
久那太理の処に委く云ふを見るべし。或人云。天ノ川の安ノ
河と云こと。なしかに見たる事何の書か忘れたりと云
へり。さて志ろ。川原に出て潔身したまへる。伊邪那岐ノ命の。橘
之小戸にて。禊祓し給へる故實に依りたる御事なりけむ
なりと云も更なり。かくて。此ノ国の禊祓をも。川原に出て
行ひ。その祓ツ物を。大川道に流しなと
は。大祓ノ詞に。天津宮事以氏とあるは。天上にて禊祓の事
の故実を效びたるなと。是まとあるし。
は。上ノ件祓戸ノ神たち。四柱の御靈に頼て。祓ひ清むる事な
なり。上に使天ノ兒屋根ノ命。宣解除之太諄辭。とある諄辭は。
必この四柱ノ神に禱白す詞なりけむこを炳焉し。かくて
なほ後の大祓の神事も。此の天津宮事を以て爲る事な

ればぞ。必此神たちに祈白るは。天津詔詞のなくては有まじき理なるに。其太祝詞の傳はらざるは。甚も歎かはしく。悲きことなり。然るを世の學者たちの。彼大祓詞をやがて神に白る詞なりと思ひ居るはいと麁なりかし。其は彼詞を。熟〳〵に讀考るに。上の小註にも。かね〴〵云る如く。彼は皇美麻命の天降坐るとき。天御祖神の御言以て。葦原中国にあらむる天之益人等に。過犯せる罪穢あらむ時。大祓事を為て解除却るべき式法。天津宮事以氏と云へり。太祝詞乎宣礼。と云るまでよく〳〵心を著て思ひ辨ふべし。また其解除乃太祝詞を。天津神。国津神。祓戸神たちの。所聞食し受給ひて。罪穢を却ひ失ひ給ふ状をも。御言依し誨給へる事のまに〳〵。此事を為て。百官人。及四方国の人民の。罪穢を。天皇命の。祓清め給ふ由を集侍れる人々に宣聞る詞にこそあれ。神に白る詞には非ざればなり。其は彼詞の全文を。あまたゞび操返し読味ひ。餘の祝詞文とも合せ考るに。神の御前に白る格の辭とては。一言だに無して。たゞ解除し給ふ故由為方。また罪穢の清まる状などを。天津神の依給へる御言に。言を加へて記されたるにて。集侍れる人々に。宣聞せ給ふ詞なることと。更に疑なき趣なるをや。其を委く言はゞ。最初の文に。天皇朝廷尓仕奉留比礼挂伴男。手襁挂伴男。靫負伴男。劔佩伴男。伴男能八十伴男乎始氐。官々尓仕奉留人等乃過犯家牟雑々罪乎。大祓尓祓給比清給事乎。諸聞食止宣。と見え。終文にも。大祓尓祓給比清給事乎。諸聞食止宣とありて。貞観儀式に称聞食刀称皆称唯とあるを思ふべし。但し餘の祝詞どもに。其を神に白しおくも。参集まる人等にも聞べき由を宣ることともあればぞ。其らと同じ趣に思ふ人も有ば

あれど。右のごとくひに白す祝詞には。其々の神に白す例
の言れ有て。紛る〻事なきを。彼詞には。曾て然る辞れ無
れば。神に白す詞ならぬこと。疑なきもれぞ。○是に就て
猶按に。朝野群載に。彼詞を。中臣祭文とて挙なるを。
あかし。この文の異なるも有が中に。式には。自今日始氏。罪
止云罪波不在止。高天原尓。耳振立氏。聞物止。馬牽立氏と
ゐる文を。自今以後遺罪止云罪。咎止云咎八。不有止。祓給
比清給事。祓戸乃八百万乃御神達八。佐乎志加乃御耳乎
振立天。聞食止申とゐでも。此は師も加茂翁も言れなる如
く。中昔の人乃。古れ事をも意を母すらで。讒に詞を替さ
るもれなること。論なきもれのらに。其は式なる詞は。人
人に宣聞す詞にて。神に白す詞ならぬことに心著係人
れ。此詞をやがて神に白す詞にせむとて。替さ係事とぞ
思はる〻。なほ此外にも。中臣祓抄をてゐる本どもにも。
かく状に。神に白す詞のおと云るも多かり。
れど。これ後に加へたる文なる事と決し。かゝれば。祓戸
神たちに白す太祝詞は。別に有けむを。式にハ載漏され
なる係なるこ事と疑なし。其は彼大祓詞に。太中臣云々。天津

祝詞乃太祝詞事乎宣禮とゐひて。如此久乃良波と承なな
るに。熟く心を著て思ひ辨ふべし。神に白すべき祝詞を。
別に依し賜ひけむが。漏さ係なることを更に疑なきもれ
をや。若然らばとせば。太祝詞事乎宣禮とは。何を宣こと
とのせむ。如此久乃良波と承さ係は。必上に宣べき祝詞
れあひて。其を宣竟なるを承て言る辭なるべし。それ宣べ
き祝詞の無かりにせむ。祝詞考に。太祝詞事乎宣礼と
て。祝詞は神に告る言なり。是は人の身滌祓れ事なれば。
祝詞とはいはれば。なほ詞と此に云り。さきに此は天津祝
詞をゐるは。別に神代より傳はれるを言ゐるならむと云
るは非なりとて。其を辨へられ。師の後釈にも。太祝詞事
は。即大祓に中臣の宣る。此詞を指せるなりと解きたれ
ど。共に考へ然りしなれど。考に言れし或人は誰なる

已るむ。既くも心にくき事なむ言はききる。○或人なら
不舊説に泥みて、予が説を信ざるに、近く譬へて論ら
くは、なずざくに呪禁の哥書て、人におれるとも、其せをら
そこに呪ふべ犯趣は、云ゝ此事して、此哥を誦ばしかく
誦なららむには、それ痛速に癒らむものぞと言おくりなく
らむり。使人途にて、其短冊を失ひせをおむかば贈れ
るを、受とる人其まとみて、此哥を誦べしとは、即これ消
息の事ぞと云て、なにざくを取落しなることを心著で
ならむが如し、大祓詞の斧きは、今さら言までは無きど、
も、彼太祝詞言はれくては、此せをそこに等しきことを、心
を平らにおちて熟思べし。さて其漏なる祝詞は、天御祖命は、大御口お
から傳坐るにて、それ太祝詞事乎宣礼、如此乃良波、とならら
傳坐るなること、更く思ふべし。大御口おから
に疑れなものをや。祓戸神なちに、祈白る詞なるを、神事
は多かる中に、禊祓は神事なこの已重犯は無きなし。天津祝
詞の多この中に、此祝詞なかり重きは無く、天上にて、此

時兒屋根命は宣給へる辭も、其なるべく所思るに、餘の
祝詞は、悉く傳はきる中に、是のみ漏とる事は、悲しき事
は極なる故り、年頃いなく歎き思ひをりしを、猶深く考る
に、此は別に重き詞なる所由に依て、式にはわざと載漏
さきたるりて、然る例は、餘の詞にもあり。其は中臣家に
第百四十三段に云るを見べし。
は、必ずきを傳られならむと所思なり。篤胤密に其詞な
るべきを得て、彼
此異なる処まさ誤きる言などを校正しさるも有れど、
此は別に所由ありて、式にはは載泄されなるにや、とさり
思はるまぞ、此に記さむこと、容易げなる故り、此ちて大
詞のみは、姑く祕藏きて、傳ふべき人を待になむ。
祓詞を上に引る歌共にと已て、解除事は故實を想ふに。
はおぐ千座の置座に祓物を置足はして、祓戸神なちに手

向け。菅の本末苅切て。其を手に執り。彼の太祝詞言を告て。
罪穢を祓清め給はむことを祝くて。菅を以て拂ひ却る
事と為て。然する事の由縁を集侍はる人々に宣聞せ。その
宣聞る詞そ。即大祓の詞なること。上に委く論るが如し。終
にそ其の祓物を悉く大川道に持出て流し棄る。是ぞ古の
趣なりける。後よりは漸々に其趣も替りたるを。其は儀式より
次々。後の書どもに見えたるが如し。なほ解除事の
ことは。神武天皇の巻。大祓の詞の
処に委く云ふを見るべし。

○門人。北原信質。市岡殷政。岩崎長世等いふ。さきの古史
傳の。十二の巻といふ巻をば。かく木に上せて。師の御もとに
奉出せるに。みぬの国の道の中。中津川のうはやぢにし
えける。河村秀豊と。同所のくすしなる。馬嶋穀生とばかり
ひてなり。かくて九の巻より。これ十二巻にいたるまで。
合せて四巻を第三の帙にあたる。一裹をば。長世信質等さ
らに云ふ。此四巻一書衣はせ。もはらこの中津川にて成
功ありし。阿那米傳多。

日本政府図書

彫工　木邨三彦義刻

伊吹迺屋先生及門人著述刻成之書目　塾藏版

○古史成文　神代部　三卷　○古史徵　神代部六冊　開題記五冊　十一卷
○古史傳　自初卷至十六卷　四袟刻成　○古史本辭經　五十音義訣　四卷
○神代系圖　折本箱入　一帖　○同　小折本　一帖　○同　掛軸料　一枚
○靈能眞柱　二卷　○神拜詞記　一帖　○玉多須喜　帙　十卷
○太元圖說　石摺　一幅　○古道學神号　同　一幅　○万聲大紵譜　一幅
○弘仁歷運記考　二卷　○神字日文傳　二卷　○疑字篇　日文傳附錄　一卷
○皇國度制考　二卷　○祝詞正訓　二卷　○大祓詞正訓　折本　一帖
○天津祝詞考　一卷　○古道大意　講本　二卷　○靜乃石屋　同　二卷
○皇典文彙　三卷　○童蒙入學門　一卷　○入學問答　一卷
○牛頭天王曆神辨　一卷　○醫宗仲景考　一卷　○古今妖魅考　三卷

○德行式 石揩 一幅

○立言文 同 一幅

○鬼神新論 一巻

○出定笑語 講本 附錄 二巻

○悟道辨 同 二巻

○伊吹於呂志 同 二巻

○俗神道辨 同 四巻

○撞木隨 [redacted]巻

○木匠祖神号 石揩 一幅

○赤縣歷代尺圖 一枚

○石揩類 數種

○衣食住神号 石揩 一幅

○春秋命歷序考 二巻

○武道祖神号 同 一幅

○醫祖神号 同 一幅

○宮比神御傳記 一巻

○天滿宮御傳記略 二巻

○日女島考 一巻

○古學二千文 一巻

○草木撰種錄 一枚

○ㅁ古略 一巻

○神字彙 一巻

○喪儀畧 一巻

○荷田大人啓文 一巻

○先生の著書凡て百部、巻數千巻ユ近し、右全書目ヶ於、其書等の大意も、別
小記せる著述書目集を見て知座ゑ。門人 生田國秀 河内盛征等記

○神德畧述頌 一巻

○古道訓蒙頌 一巻

○[redacted]

○[redacted]

○[redacted]

○[redacted]

国立公文書館
National Archives of Japan